

大規模小売店舗立地法のしおり



令和元年 1 1 月

さいたま市

目 次

1. はじめに	1ページ
2. 大規模小売店舗立地法の概要	
(1) 法の目的	1ページ
(2) 対象となる大規模小売店舗	1ページ
3. 届出等の手続き	
(1) 基本的な手続きの流れ	2ページ
(2) 届出事項等	3ページ
(3) 設置者が配慮すべき事項の概要	4ページ
(4) 届出者	7ページ
(5) 計画概要書の提出	7ページ
(6) 提出先	7ページ
4. 公告、縦覧	7ページ
5. 説明会の開催	8ページ
6. 意見書の提出	8ページ
7. 市民雇用の維持・促進への協力	8ページ
8. 「大店法」と「大店立地法」の主な相違点	9ページ
9. 大規模小売店舗立地法関係法規集	
・大規模小売店舗立地法	11ページ
・大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令	18ページ
・大規模小売店舗立地法施行令	18ページ
・大規模小売店舗立地法施行規則	19ページ
・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	31ページ
・大規模小売店舗立地法第4条の指針改定案の策定に当たって	54ページ
（平成19年1月19日）	
・大規模小売店舗立地法第4条の指針改定案の策定に当たって	57ページ
（平成17年2月23日）	
・さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱	63ページ
・計画概要書について	79ページ
・届出書について	86ページ
・大規模小売店舗立地法の解説	108ページ

1. はじめに

大規模小売店舗は、多数の近隣住民に日常的に利用されることから、不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

そこで、大規模小売店舗の立地が、その周辺地域の生活環境を保ちつつ、適正に行われることを確保するための届出等の手続を定めた「大規模小売店舗立地法」が、平成12年6月1日から施行されています。

また、さいたま市では、この法律の運用を円滑に行うため、計画概要書の提出や公告・縦覧、その他の事務処理等について「さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱」を定めています。

なお、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」につきましては、平成17年3月に改定（同年10月に施行）され、平成19年2月に2度目の改定（同年7月に施行）がなされました。

本しおりは、届出等を行う際の参考となるよう作成いたしましたので、是非ご活用ください。

2. 大規模小売店舗立地法の概要

(1) 法の目的

法第1条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 対象となる大規模小売店舗

法の対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が1,000㎡を超える店舗です。

〔参考〕用語の定義

○「小売業」

「小売業」とは、標準産業分類に定める小売業をいい、「飲食店業」を含まないが、物品加工修理業（洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等）を含める。

○「小売業を行う」

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象である。

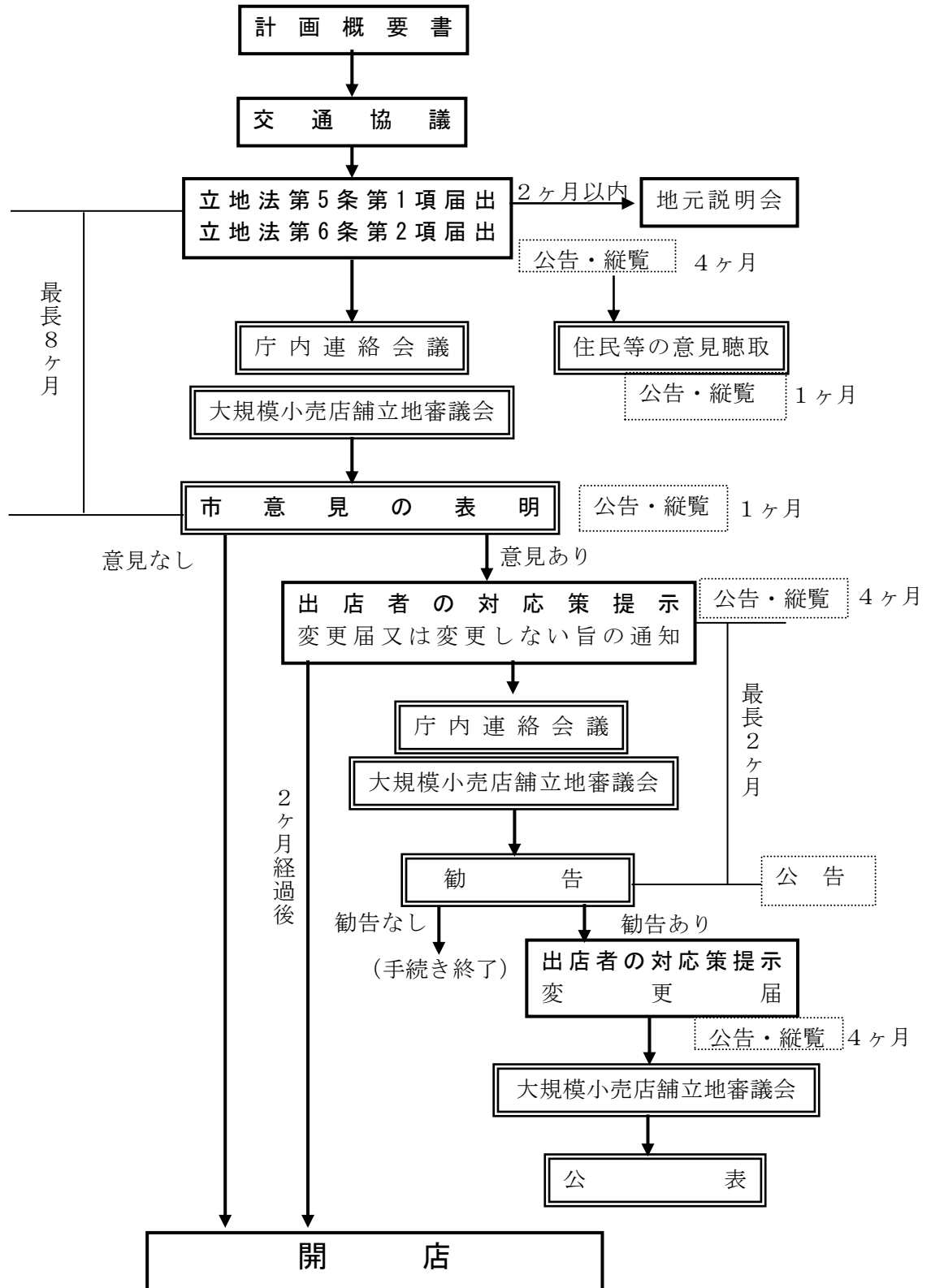
○「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいう。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなる。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはならない。

3. 届出等の手続き
 (1) 基本的な手続きの流れ

「大規模小売店舗立地法」の基本的な手続きの流れ



(2) 届出事項等

○届出事項について

【法第五条第一項】

- 第一号 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 第二号 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 第三号 大規模小売店舗の新設をする日
- 第四号 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 第五号 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、通商産業省令で定めるもの

【省令第三条第一項】（施設の配置に関する事項）

- 一 駐車場の位置及び収容台数
 - 二 駐輪場の位置及び収容台数
 - 三 荷さばき施設の位置及び面積
 - 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 第六号 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、通商産業省令で定めるもの

【省令第三条第二項】（施設の運営方法に関する事項）

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

○添付書類について

【省令第四条】

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
- 二 主として販売する物品の種類
- 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 七 荷捌き施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(3) 設置者が配慮すべき事項の概要

①「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

○前文

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、大規模小売店舗の設置者に対し特に周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものである。

また、設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。

(ほか省略)

○大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項の概要

主な配慮事項	主 な 内 容
1. 基本的な事項	<p>①大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画等について幅広く情報収集、検討を行うことが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、深夜営業の場合、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、慎重な対応を行うことが必要 <p>②地域の住民等への適切な説明を行うことが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮 ・地域の住民等の理解が十分に得られるような説明に努めること <p>③市からの意見に対して、誠意を持って対応し、問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努めること、また合理的な説明を行うよう努めること</p> <p>④周辺地域の生活環境保持のための対応について、責任者を任命することにより、監督・管理する体制を整備することが望ましいこと</p> <p>⑤届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合、再調査・再予測を行い、追加的な対応策を講ずるよう努めることが必要であること</p>
2. 駐車需要の充足等交通に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の立地により新たに発生する来客自動車の交通が、周辺道路の交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、立地後の交通流動の予測が必要 <p>※立地後の交通の予測手法として、従来から実施している静的な手法（交差点飽和度等による検討手法）の他、動的な手法が加わった。</p> <p>※さいたま市では、原則として店舗面積1万㎡以上の店舗を新設する場合で必要と認められる場合、またはその他必要と認められる場合に動的交通シミュレーションにより予測を行うこととしています。</p>
①駐車場の必要台数の確保	<p>年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される必要駐車台数の確保</p> $\text{必要駐車台数} = A \times \text{店舗面積 (千㎡)} \times B \times C \div D \times E$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A：店舗面積あたり日來客数原単位 (人/千㎡) B：ピーク率 (14.4%) → (ピーク1時間の來客数)/(日來客数) C：自動車分担率 (%) → (自動車による日來客数)/(日來客数) D：平均乗車人員 (人/台) E：平均駐車時間係数</p> </div> <p>注1)店舗面積あたり日來客数原単位、自動車分担率は、市町村の人口や用途地域（商業地域及び近隣商業地域、それ以外の地域）により数値が異なります。</p> <p>注2)平均乗車人員、平均駐車時間係数は店舗面積により数値が異なります。</p> <p>注3)併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数を勘案する場合には、法運用主体との調整の上、指針に記載のある考え方で行うことも可能である。</p>

主な配慮事項	主 な 内 容			
②駐車場の位置及び構造等	<p>公道における駐車場への入庫待ち行列を最小限のものとするため、店舗付近の交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づいた対策の実施</p> <p>イ 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピーク1時間の来客の自動車台数を上回る入庫処理能力の確保 ・駐車場の出入りは左折を原則 <p>ロ 駐車待ちスペースの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公道に入庫待ち行列が発生しないように必要に応じて敷地内に駐車待ちスペースを確保 <p>ハ 駐車場の分散確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の駐車場設置による入庫処理能力の確保 <p>ニ 駐車場出入口における交通整理</p>			
③駐輪場の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐輪場の確保と適切な管理 <p><参考試算値（商業地区における食品スーパー及び総合スーパー）></p> <p>店舗面積3,000㎡以下の店舗→店舗面積約35㎡当たり1台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車についても自転車と同様の対策への期待 			
④自動二輪車の駐車場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐車場の確保、場所の明示、安全の確保等への配慮 			
⑤荷さばき施設の整備等	<p>イ 商品等を搬出入する車両の作業、駐車等に配慮した荷さばき施設の整備、交通や歩行者へ配慮した搬出入車両の出入口の位置の設定、搬出入車両の大きさ等に適合した施設の確保</p> <p>ロ 搬出入車両の一定時間集中の回避等計画的な搬出入</p>			
⑥経路の設定等	<p>来客や搬出入の車両が当該店舗に到着するまでの適切な案内経路（必要に応じて出庫してからの経路）の設定、案内表示の設置や交通整理員の配置、情報提供</p>			
3. 騒音の発生に係る事項				
①騒音問題に対応するための対応策について	<ul style="list-style-type: none"> ・届出時に、予測・評価した結果が、騒音発生源となる施設及び機器の経年劣化や施設の配置又は運営方法の変更等により、実態と著しい乖離を生じさせている場合には、事後の対策を講じるよう努めることが必要であること。 <p>イ 騒音への一般的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に配慮した施設及び機器、防音壁等の配置 <p>ロ 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき作業及び営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮 <p>ハ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷却塔、室外機、給排気口、駐車場等からの騒音、廃棄物収集作業等に伴う騒音に対する設備及び施設運営上の対策 			
②騒音の予測・評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音全体について、平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測及び評価 <p style="text-align: center;">◆◆◆騒音に係る環境基準について◆◆◆</p>			
	地域		昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
	A	第1種、2種低層住居専用地域、 第1種、2種中高層住居専用地域	5 5 dB以下	4 5 dB以下
	B	第1種、2種住居地域、 準住居地域、用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	6 0 dB以下	5 0 dB以下	

主な配慮事項	主 な 内 容															
	<p>・夜間において騒音の発生が予想される場合における騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測及び評価</p> <p style="text-align: center;">◆◆◆騒音規制法における夜間の規制基準値の範囲◆◆◆</p> <table border="1" data-bbox="462 358 1394 649"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="462 358 1077 425">区域</th> <th data-bbox="1077 358 1394 425">夜 間 (22:00～6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="462 425 550 504">1 種</td> <td data-bbox="550 425 1077 504">第 1 種、2 種低層住居専用地域、 第 1 種、2 種中高層住居専用地域</td> <td data-bbox="1077 425 1394 504">4 5 dB</td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 504 550 571">2 種</td> <td data-bbox="550 504 1077 571">第 1 種、2 種住居地域、準住居地域、 用途地域以外の地域</td> <td data-bbox="1077 504 1394 571">4 5 dB</td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 571 550 616">3 種</td> <td data-bbox="550 571 1077 616">近隣商業地域、商業地域、準工業地域</td> <td data-bbox="1077 571 1394 616">5 0 dB</td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 616 550 649">4 種</td> <td data-bbox="550 616 1077 649">工業地域、工業専用地域(一部)</td> <td data-bbox="1077 616 1394 649">6 0 dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区分ごとの規制基準」(昭和54年4月1日告示第590号)のとおり、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校等の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内については、当該区域の規制基準値から5dB減じた値とする。</p>	区域		夜 間 (22:00～6:00)	1 種	第 1 種、2 種低層住居専用地域、 第 1 種、2 種中高層住居専用地域	4 5 dB	2 種	第 1 種、2 種住居地域、準住居地域、 用途地域以外の地域	4 5 dB	3 種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	5 0 dB	4 種	工業地域、工業専用地域(一部)	6 0 dB
区域		夜 間 (22:00～6:00)														
1 種	第 1 種、2 種低層住居専用地域、 第 1 種、2 種中高層住居専用地域	4 5 dB														
2 種	第 1 種、2 種住居地域、準住居地域、 用途地域以外の地域	4 5 dB														
3 種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	5 0 dB														
4 種	工業地域、工業専用地域(一部)	6 0 dB														
4. 廃棄物に係る事項等																
①廃棄物等の保管について	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の種類ごとに必要な保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管容量の算出 ・周辺への悪臭の発散等を防止するため、保管施設の密閉性を確保するなどの防臭・除臭のための対策 															
②廃棄物等の運搬や処理について	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の運搬や処理に関する適正な施設の配置及び運営 															
③その他の対応方策について	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工場からの調理臭や悪臭の発散防止のため、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置するなどの対策 															
5. その他	<p>イ 防災・防犯対策への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所としての駐車場等敷地の一部使用等の要請があった場合、必要な協力を行うこと ・地域の防犯や青少年の非行防止の対策への協力が期待され、適切な照明の設置や警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましいこと <p>ロ 街並みづくり等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観計画若しくは景観地区等が定められている地区等ではその内容に建築計画を合致させること、また、さいたま市景観条例等に基づく街並み形成に関する地域が指定されている場合は、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造等を工夫するよう努めることが必要であること ・屋外照明等を設置する場合、「光害」を生ずることがないように照明の配置や方向、強さ等に配慮が必要であること 															

②地域商業貢献等に係る配慮

さいたま市では、「さいたま市商業等の振興に関する条例」及び「埼玉県商店街活性化条例」並びに「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、大規模小売店舗の設置者及び小売業者の皆様に対し、次に掲げるような地域商業貢献をお願いしています。

- ・地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力
- ・商店会、商工団体への加入や商店会、商工団体が実施する共同事業への協力

・地元商業者のテナント出店や販売商品への配慮等地域事業者への配慮 など

(4) 届出者

大規模小売店舗を設置する者です。(建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含みません。)

(5) 計画概要書の提出

市では、法第五条第一項の規定による届出(新設)を行う場合、届出前に計画概要書の提出をお願いしております。法第六条第二項、法附則第五条第一項及び同条第三項の規定による届出(変更)を行う場合は、変更内容によっては、届出前に計画概要書の提出が必要になります。

なお、計画概要書の記載例は、79ページです。

(6) 提出先

届出や計画概要書等の提出、問い合わせ先

〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係
TEL 048-829-1364 FAX 048-829-1944
※ http://www.city.saitama.jp/index.html

※さいたま市ホームページに、大規模小売店舗立地法の届出に関する資料が掲載されています。

4. 公告、縦覧

届出、意見書等の公告は、さいたま市公告式条例に規定する掲示場に掲示することにより行われます。あわせて、届出及び意見書の概要はホームページに掲載します。

また、届出、意見書等の縦覧は、経済局商工観光部商業振興課及び当該届出に係る大規模小売店舗の所在地を所管する区役所の地域商工担当課において行われます。

なお、縦覧できる日及び時間は、前記の施設の開庁日及び開庁時間内です。

【所管する区役所地域商工担当課】

店舗の所在地	担当課	所在地	電話
西区・北区・ 大宮区・見沼区	大宮区役所 地域商工室	さいたま市大宮区吉敷町 1丁目124番地1号	048-646-3093
中央区	中央区役所 総務課	さいたま市中央区下落合 5丁目7番10号	048-840-6013
桜区・浦和区・ 南区・緑区	浦和区役所 地域商工室	さいたま市浦和区常盤6 丁目4番4号	048-829-6179
岩槻区	岩槻区役所 観光経済室	さいたま市岩槻区本町3 丁目2番5号	048-790-0118

5. 説明会の開催

設置者は、届出の内容を周知するため、2ヶ月以内に市内で説明会を開催しなければなりません。（軽微な変更に係る届出を除く。説明会に代えて、届出等の要旨を掲示することにより行う場合があります。）

また、説明会のお知らせは、日刊新聞紙への折り込みチラシ等の方法により行っていただきます。

6. 意見書の提出

住民の皆さん等は、大規模小売店舗の新設や施設の配置・運営方法の変更の届出等に対し、届出をした設置者が周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見書を市に提出することができます。

なお、意見書の様式は、73ページのとおりです。

7. 市民の雇用維持・促進への協力

大規模小売店舗の新設やリニューアルは、地域の生活環境に及ぼす影響も大きく、周辺住民の生活利便性の向上とともに、市内経済の活性化に大きな期待が寄せられるところです。一方現下の厳しい雇用情勢において、さいたま市ではその改善に向け各種雇用対策に取り組んでおりますが、まだまだ事態の解消に至っておりません。設置者及び事業者の皆様には、このような状況にご理解をいただき、市民の雇用維持・促進に一層のご協力をお願いいたします。

8. 「大店法」と「大店立地法」の主な相違点

法律名	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律	大規模小売店舗立地法
適用期間	平成12年5月31日まで 但し、経過措置(平成12年6月1日～平成13年1月31日)あり	平成12年6月1日から施行
背景	百貨店や大型スーパーの進出と中小小売商業の事業活動機会の確保	国際化の進展等に対応した大幅な規制緩和 周辺生活環境保全への対応
大きな相違点	経済的規制 国の機関委任事務(平成12年4月1日以降は、第1号法定受託事務)	社会的規制 自治事務 手続の透明性の徹底、パブリックコメントの導入
法律の目的	消費者の利益の保護に配慮しつつ、大型店における小売業の事業活動を調整することにより、周辺の中小小売業者の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発展を図り、もって国民経済の健全な進展に資することを目的とする。	大型店の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大型店を設置する者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。
基準面積 調整権限	店舗面積500㎡超 店舗面積3,000㎡以上…通産大臣(1種) 店舗面積500㎡超3,000㎡未満…知事(2種)	店舗面積1,000㎡超 店舗面積1,000㎡超…都道府県及び政令市 (1種、2種の区別なし)
届出義務者	大型店設置者(第3条) 小売業者(第5条)	大型店設置者(第5条、第6条) 生協、農協を含む(小売業者に届出義務なし)
主な届出事項及び調整事項	<ul style="list-style-type: none"> ・開店日 ・店舗面積 ・閉店時刻 ・年間休業日数 の4項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者に関する事項、新設日、店舗面積の合計 ・施設配置に関する事項(駐車・駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設の位置及び数量) ・施設の運営方法に関する事項(開閉店時刻、駐車場利用時間帯・出入口数及び位置、荷さばき時間帯) <p>第4条(指針)に定める事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大型店を設置する者が配慮すべき基本的事項 2 大型店の施設の配置及び運営方法に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車需要の充足その他による大型店の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (交通渋滞、駐車・駐輪、交通安全等の問題等) ・騒音の発生その他による大型店の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (騒音の発生、廃棄物、街並みづくり等への配慮等)
開店制限	第3条の公示後、7ヶ月経過後	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、届出から8ヶ月経過後 (都道府県意見なし通知の場合、それ以前も可) ・都道府県意見への対応策提示から2ヶ月経過後
地元説明	第3条届出後4ヶ月以内に実施 (法上に規定なし)	届出後、2ヶ月以内に実施(新たに法定)
意見聴取対象者(必須)	消費者・商業者・学識経験者で構成する会議を開催(簡易な方法として書面による意見聴取)	幅広い縦覧制度の法定化
調整方法	勧告→(変更、営業停止命令)→罰則	意見→勧告→公表

9. 大規模小売店舗立地法関係法規集

・大規模小売店舗立地法	11ページ
・大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令	18ページ
・大規模小売店舗立地法施行令	18ページ
・大規模小売店舗立地法施行規則	19ページ
・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	31ページ
・大規模小売店舗立地法第4条の指針改定案の策定に当たって (平成19年1月19日)	54ページ
・大規模小売店舗立地法第4条の指針改定案の策定に当たって (平成17年2月23日)	57ページ
・さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱	63ページ
・計画概要書について	79ページ
・届出書について	86ページ
・大規模小売店舗立地法の解説	108ページ

大規模小売店舗立地法

(平成10年 6月 3日法律第 91号)

改正 平成11年 4月23日法律第 34号

平成11年12月22日法律第160号

平成12年 5月31日法律第 91号

(目的)

第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(指針)

第四条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第五条 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 3 都道府県は、第一項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。
 - 4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)

- 第六条 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 2 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。
 - 3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。
 - 4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積（同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。
 - 6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

- 第七条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出（同条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）内において、当該届出及び第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の添付書類（第四項において「届出等」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
 - 3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。
 - 4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって経済産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定

めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
(都道府県の意見等)

第八条 都道府県は、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

- 2 第五条第三項の規定による公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 3 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。
- 4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があった日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。
- 5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。
- 6 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。
- 7 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。
- 8 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。
- 10 第六条の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。

(都道府県の勧告等)

第九条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、経済産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。
- 4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必

要な変更に係る届出を行うものとする。

5 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第六条の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。

7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(生活環境の保持の配慮)

第十条 第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

第十一条 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(関係行政機関の協力)

第十二条 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

(地方公共団体の施策)

第十三条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告の徴収)

第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(大都市の特例)

第十五条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、

その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項（第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の添付書類であって、虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 三 第八条第七項又は第九条第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八条 第五条第四項、第六条第四項又は第八条第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十一条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止）

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）は、廃止する。

（輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止）

第三条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）は、廃止する。

（経過措置）

第四条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に

旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

- 3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。
- 4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。
- 5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第九条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において行われるものを除く。）」を削る。

第十六条の二第一項中「（大規模小売店舗において行われるものを除く。）」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたもの」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の施策）

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

附 則（平成11年4月23日法律第34号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成12年5月31日法律第91号）
（施行期日）

- 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令

(平成10年10月16日政令第326号)

大規模小売店舗立地法の施行期日は、平成十二年六月一日とする。ただし、同法第二条から第四条までの規定の施行期日は、平成十一年五月一日とする。

大規模小売店舗立地法施行令

(平成10年10月16日政令第327号)

(一の建物)

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

(基準面積)

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

(届出の方法)

第三条 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がするものとする。この場合において、その者が二人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

(報告の徴収)

第四条 法第十四条第一項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗を設置する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- 一 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- 二 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

2 法第十四条第二項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- 一 当該小売業の開始日
- 二 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
- 三 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十二年六月一日）から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、法第二条から第四条までの規定の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

大規模小売店舗立地法施行規則

(平成11年 6月10日通商産業省令第 62号)
改正 平成11年10月 6日通商産業省令第 91号
平成12年 7月 7日通商産業省令第136号
平成12年10月31日通商産業省令第271号
平成13年 3月29日経済産業省令第 99号
平成13年 3月30日経済産業省令第127号
平成13年 5月28日経済産業省令第165号
平成15年 3月31日経済産業省令第 42号
平成17年 3月 7日経済産業省令第 14号

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(店舗に附属する施設)

第二条 法第四条第二項第二号の経済産業省令で定める店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出)

第三条 法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
- 二 駐輪場の位置及び収容台数
- 三 荷さばき施設の位置及び面積
- 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

2 法第五条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 法第五条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

(大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類)

第四条 法第五条第二項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項、第五項、第六項又は第三十条の八第一項の規定により法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

- 一 法人にあつてはその登記事項証明書
- 二 主として販売する物品の種類
- 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す

図面

- 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
 - 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
 - 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
 - 七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
 - 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
 - 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
 - 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
 - 十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
 - 十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
- 2 前項第四号、第五号及び第十号から第十二号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする。
- (大規模小売店舗の新設に関する届出の公告)
- 第五条 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。
- (変更の届出)
- 第六条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第二の届出書を提出してしなければならない。
- 第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。
- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
 - 二 都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
 - 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第六条第二項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
 - 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
 - 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
 - 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
 - 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
- 2 法第六条第二項の規定による届出は、様式第三の届出書を提出してしなければならない。

(軽微な変更)

第八条 法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

(廃止の届出)

第九条 法第六条第五項の規定による届出は、様式第四の届出書を提出してしなければならない。

第十条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(説明会)

第十一条 法第七条第一項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、一回開催するものとする。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいため相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、三回を上限として都道府県が指定する回数開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。

第十二条 法第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

第十三条 法第七条第四項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由であって都道府県が認めるものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないこと

2 法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

(都道府県の意見等の公告)

第十四条 法第八条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第十五条 法第八条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(都道府県の意見に係る変更の届出等)

第十六条 法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出してしなければならない。

(都道府県の勧告等の公告)

第十七条 法第九条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(都道府県の勧告に係る変更の届出)

第十八条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出してしなければならない。

(承継)

第十九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出してしなければならない。

(経過措置に係る届出)

第二十条 法附則第五条第一項（法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第八の届出書を提出してしなければならない。

附 則

- 1 この省令は、平成十一年六月十一日から施行する。
- 2 法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る変更を行う場合における第8条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

附 則（平成11年10月6日通商産業省令第91号）

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成12年7月7日通商産業省令第136号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月31日通商産業省令第271号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成13年3月29日経済産業省令第99号）

(施行期日)

- 1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成13年3月30日経済産業省令第127号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成13年5月28日経済産業省令第165号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日経済産業省令第42号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月4日経済産業省令第14号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成17年3月7日）から施行する。

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

都道府県知事殿（※さいたま市長様と記載する）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿（※さいたま市長様と記載する）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿（※さいたま市長様と記載する）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由
（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

都道府県知事殿（※さいたま市長様と記載する）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 - 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
 - 5 変更する理由
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿（※さいたま市長様と記載する）

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿（※さいたま市長様と記載する）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

都道府県知事殿（※さいたま市長様と記載する）

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。

3 ※印の項は記載しないこと。

様式第 8 (第 20 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

都道府県知事殿 (※さいたま市長様と記載する)

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項 (法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - 3 変更する年月日
 - 4 以下に掲げるもののうち、上記 2 の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、大規模小売店舗の設置者（以下「設置者」という。）に対し特に周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものである。

本指針は、設置者が大規模小売店舗立地法の届出に関し、大規模小売店舗の特性から、配慮することが求められている具体的な事項を示すものであり、設置者がその趣旨と内容を十分に理解するとともに、大規模小売店舗内の小売業者にも十分に周知し、協力を求めることが必要である。同時に、本指針は、大規模小売店舗立地法の運用に当たる都道府県、政令指定都市（以下「法運用主体」という。）はもとより同法の届出に係る大規模小売店舗の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、当該店舗の周辺地域の住民、事業者等（以下「地域の住民等」という。）にとっても、判断のよりどころになるものであり、これら関係者においても、本指針の趣旨、内容が十分に認識されることが不可欠である。

なお、本指針の内容は大規模小売店舗立地法の運用を行う上での基準を示すものではあるが、地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需給調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。また、設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことはいふまでもない。さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設（以下「併設施設」という。）の事業者においても同様の対応が求められている点に留意すべきである。

特に大型店の社会的責任の観点では、平成17年12月の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議の中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」において、大型店の社会的責任の一環として、大型店がまちづくりに自ら積極的に対応すべきとされ、さらに事業者による中心市街地の活性化への取組について、

「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」第6条に責務規定が定められた。このような動きを踏まえ、関係業界団体において、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等、まちづくりへの貢献に

関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待される。

このうえで、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、大型店だけでなく、法運用主体、立地市町村、地域の住民等その他の関係者が連携し、それぞれの立場から積極的な貢献を行い、まちづくりのための多面的、総合的、継続的な取組が推進されることを強く期待する次第である。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

1. 設置者は、大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行うべきであることは当然であるが、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響については、本指針の示すところにより、予め十分な調査・予測を行い、適切な対応を行うことが必要であり、特に、深夜に営業活動を行う場合、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、とりわけ慎重な対応を行うことが必要である。
なお、この際に留意すべき事項や対応策の検討に当たって参照すべき事項は、二において定めるとおりである。
2. 設置者は、上記1.により対応を行うこととした事項について、大規模小売店舗立地法の定める説明会においては、地域の住民等への適切な説明を行うことが必要である。説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮するとともに、説明の中では、1.で行われた周辺地域の生活環境への影響についての調査の結果等一定の対応策を講ずるに至った背景事情を含め地域の住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要である。
3. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きを通じて述べられた法運用主体からの意見に対しては、誠意を持って対応し、その意見提出の背景となった生活環境上の問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努め、また、その措置を講ずることとした理由又は講じないこととした理由について、データ等に基づく合理的な説明を行うよう努めることが必要である。
4. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きの中で講ずることとした対応策については、誠実に実効ある措置を講ずることが必要である。また、対応策の内容によっては、設置者のみならず、大規模小売店舗内の小売業者、小売業者以外の事業者等関係者による対応が必要な場合が想定されるが、こうした事項について、設置者は、施設の管理規程や契約書等に明記するなどにより関係者に十分周知し、履行確保のための必要な措置を講ずることが必要である。こうした責任ある対応を図るという観点から、設置者、設置者の委託等を受けた施設の管理者、小売業者、小売業者以外の事業者等においては、一体となって周辺地域の生活環境の保持のための対応が継続的かつ着実に実行されることが必要であり、責任者を任命することによって、これを監督・管理する体制を整備することが望ましい。
5. 大規模小売店舗立地法に定める手続きは、大規模小売店舗の開店若しくは施設変更等に先だって行われるものであるが、開店若しくは施設変更等の後においても、設置者は、当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払うことが必要である。特に、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、それに応じ、追加的な対応策を講ずるよう努めることが必要である。また、年末や売り出しの時期、大規模小売店舗の開店時等来客や商品等の搬出入が特に頻繁になる時期においては、大規模小売店舗立地法に基づいて講ずることとした通常時の措置に加えて必要な措置を講ずるなど適切な対応を図ることが望ましい。

二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って生ずる来客及び商品等の搬出入によって周辺地域において混雑等が生じ、地域の住民の生活の利便が損なわれたり、若しくは周辺で営業活動を行っている事業者等の事業者の業務上の利便が損なわれる場合がある。設置者は、施設の配置や運営に当たってはこうした生活環境上の問題を回避又は軽減することにより、地域の住民等の利便を確保するよう十分な配慮を払うことが必要である。このため、設置者は以下のような事項について配慮を行うこととする。

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

設置者は、駐車需要の充足その他地域の住民等の利便の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。その際、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合には、施設全体として必要な措置を講じることが期待されている旨留意しなければならない。

以下に示した事項は、設置者が自らの判断と負担において対応を検討すべき項目を示したものであり、地域の住民等の交通上の利便の確保を図るためには、道路、交差点等インフラの整備状況や信号調整等の交通規制の状況も踏まえて設置者としての対応策を検討することが必要である。このほか、大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もある。したがって、設置者は、大規模小売店舗立地法に基づく以下の対応策を検討するとともに、併せて道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

なお、上記の調整により、インフラの整備や交通規制が予定されている場合には、地域の住民等にとって、交通対策が十分であるか否かは、これらの実施状況を含めて判断されるものであることに留意しなければならない。また、設置者はこのような検討の基本となる周辺の交通状況に関するデータ等を含め、設置者としての取組の全体像を地域の住民等に対して十分に説明することが必要である。さらに、大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、設置者は、駐車場の分散確保、経路の設定等講じようとする以下の対応策の事前評価を行うため、立地後の交通流動を予測することが必要である。

なお、市街地再開発事業等大規模小売店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられる場合には、そうした総合的な計画を踏まえて各種措置を講ずるものとする。

① 駐車場の必要台数の確保

設置者は、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる大規模小売店舗においては来客数が最大となる当該曜日）のピーク1時間に予想される来客の自動車台数を基本として、以下の計算式により必要な駐車台数を確保（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）するものとする。

なお、これは、大規模小売店舗が立地する地域において、駐車場整備計画等によ

る包括的な駐車場の整備によって、当該店舗分を含む駐車需要が既に充足されており、かつ、将来にわたって充足されると見込まれる場合にまで、設置者が必要な駐車台数を別に確保することを求めるものではない。

$$\begin{aligned} \text{「必要駐車台数」} &= \text{「小売店舗へのピーク 1 時間当たりの自動車来台数」} \\ &\quad \times \text{「平均駐車時間係数」} \\ &= \text{「一日の来客（日来客）数（人）」} \left(\text{「A：店舗面積} \right. \\ &\quad \text{当たり日来客数原単位（人／千㎡）」} \times \text{「当該店舗面積」} \left. \left(\text{千㎡} \right) \right) \\ &\quad \times \text{「B：ピーク率（％）」} \\ &\quad \times \text{「C：自動車分担率（％）」} \\ &\quad \div \text{「D：平均乗車人員（人／台）」} \\ &\quad \times \text{「E：平均駐車時間係数」} \end{aligned}$$

ここで、「ピーク率」とは（ピーク 1 時間の来客数）／（日来客数）、「自動車分担率」とは（自動車による日来客数）／（日来客数）とする。

「必要駐車台数」の算出に当たって、以下の点に留意することが必要である。

- 来客のための駐車場を従業員の通勤用の車や店舗の業務用の車、商品等の搬出入の車と共有する場合には、設置者は、ピーク時の業務状況等を勘案しつつ、必要な駐車台数を追加すること。
- オフィス、マンション、飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合には、設置者は、本指針に示す考え方を参考に併設されている施設の利用者のための駐車台数を考慮して、「必要駐車台数」が確実に確保できるよう措置すること。
- 公共駐車場を来客のための駐車場として利用する場合には、設置者は来客が実際に利用すると見込まれる駐車場を選定するとともに、当該公共駐車場の駐車収容台数、ピーク時における稼働率等、「必要駐車台数」が確実に確保できることの根拠となるデータを示すこと。
- 積雪が多い地域において、来客のための駐車場の一部を雪の堆積場所として一定の期間にわたり利用する場合には、例えば、当該用途として占有されることとなる部分相当は駐車台数から控除する等「必要駐車台数」の確保に支障をきたさないこと。

上記の算出式中の各要素（A～E）については、以下の表に示す原単位等の値を基準とするものとする。ただし、法運用主体が交通対策の実施状況、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じ、本指針に定める自動車分担率等各原単位等の値とは別に、地域の基準を定め、予め公表している場合には、当該地域の基準を用いるものとする。例えば、「中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）」第 9 条第 10 項に規定する認定基本計画において公共交通機関の整備が盛り込まれている場合にあっては、公共交通機関の利用率に応じて法運用主体が地域の基準を定めた上で、「必要駐車台数」の緩和を行うことが可能となる。

さらに、設置者は、以下に掲げるような特別の事情により各表の示す値若しくは上記の算出式又は地域の基準によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができる。

なお、「既存類似店」とは、店舗面積その他の店舗の特性、立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり、かつ、店舗の開店等の時期が近時である大規模小売店舗をい

う。また、「既存類似店のデータ等」とは、既存類似店の最近の状況を示したものであることが必要であり、可能な限り多くの店舗のデータ等であることが望ましい。

- 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合
- シャトルバスの運行、パークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業への参加等により自動車による来客が減少することが見込まれる場合
- 公的な交通計画により、都市の中心部への自動車の乗入れ抑制策が講じられており、自動車による来客が減少することが見込まれる場合
- 自動車の乗入れが禁止されるなどにより当該店舗への自動車での来客が事実上見込めない若しくは極めて少ないと認められる場合
- 大きな家具を主として扱う家具店、大きな工作用品や園芸用品を主として扱うホームセンター、自動車販売店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合
- 当該店舗の周辺地域における自動車の利用実態に照らして、来客の自動車分担率が以下の表に示す値では過小または過大である場合

A：店舗面積当たり日來客数原単位		
	商業地区	その他地区
人口40万人以上	1,500 - 20S (S < 20)	1,400 - 40S (S < 10)
	1,100 (S ≥ 20)	1,000 (S ≥ 10)
人口40万人未満	1,100 - 30S (S < 5)	
	950 (S ≥ 5)	

(単位：人/千㎡)

注1) Sは店舗面積(千㎡)

注2) 「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C：自動車分担率」について同じ。)なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。

注3) 「商業地区」とは、用途地域における商業地域、近隣商業地域及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。ただし、当該店舗が立地する地点の公共交通機関利用者の利便性、周辺地域の商業集積の状況や土地利用状況等から判断して、これによることが適当でないと認められる場合は、法運用主体と協議して、用途地域上は商業地区に該当する場合であってもその他地区として取り扱うものとする。(「C：自動車分担率」について同じ。)

B：ピーク率	14.4%
--------	-------

C：自動車分担率		商業地区	その他地区
人口100万人以上	$7.5 + 0.045L$ ($L < 500$)	50	
	30 ($L \geq 500$)		
人口40万人以上 100万人未満	$12.5 + 0.055L$ ($L < 500$)	65	
	40 ($L \geq 500$)		
人口10万人以上 40万人未満	$37.5 + 0.075L$ ($L < 300$)	70	
	60 ($L \geq 300$)		
人口10万人未満	$40 + 0.1L$ ($L < 300$)	80	
	70 ($L \geq 300$)		

(単位：%)

注1) Lは駅からの距離 (m)

注2) ここでいう「駅」は当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅を指すが、地域の実情により、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、法運用主体と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を「駅」として、上記の分担率を適用することができる。

D：平均乗車人員	
店舗面積	乗車人員
10,000㎡未満	2.0
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$1.5 + 0.05S$
20,000㎡以上	2.5

(単位：人/台)

注) Sは店舗面積 (千㎡)

E：平均駐車時間係数	
店舗面積	駐車時間係数
10,000㎡未満	$\frac{30 + 5.5S}{60}$
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$\frac{65 + 2S}{60}$
20,000㎡以上	1.75

(無単位)

注) Sは店舗面積 (千㎡)

なお、併設施設を含めた必要駐車台数の基本的考え方を参考に示す。

併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数を勘案する場合には、併設施設の種類・規模等に応じ、さまざまなケースがあるため、一律の基準を示すことは困難であるものの、法運用主体と調整の上、下記イ又はロのいずれかの考え方で行うことも可能である。

イ. 大規模小売店舗と併設施設の両方の施設を利用する場合には、小売店舗の必要駐車台数の算出式の平均駐車時間係数などに影響を及ぼす場合がある。しかしながら、駐車場の利用との関係では、それぞれ別の自動車の来客があった場合と同じとみなし得るため、両施設を利用する者については、併設施設を単独利用したものと同じとみなし、利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要駐車台数

を小売店舗の外数として算出する。

- ロ. 併設施設を含めた必要駐車台数については、下記 a. から c. の併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として必要な駐車台数を推測し、複数の種類に属する施設等がある場合にはそれらの必要駐車台数を合算して、併設施設を含めた必要駐車台数を算出する。

併設施設の種類毎の考え方は以下のとおりである。

- a. オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合

施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要台数を算出する。

- b. 飲食店、銀行 A T M、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合

当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の 2 割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。

2 割を超えた場合について、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

併設施設の割合	指針値との比率式 (X : 併設施設の割合%)
20%~50%	$0.010X + 0.80$
50%~80%	$0.008X + 0.90$
80%~	$0.002X + 1.38$

注 1) 併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

注 2) 併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

注 3) 必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

- c. 小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合 (小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合)

主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。

② 駐車場の位置及び構造等

①により必要駐車台数が確保された場合においても、駐車場の位置、構造等の在り方によっては公道における駐車場への入庫待ち行列が発生し得ることから、設置者は、これを最小限のものとするため、大規模小売店舗付近における交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づいて、以下の対応策を講ずることが必要である。

具体的には、効率的な駐車場形式の選択、敷地内における入庫待ちスペースの確保、出入口の数及び位置の調整、駐車場の分散、駐車場出入口付近での交通整理、歩行者等との動線の分離等の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせる必要がある。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車のための出入口が小売店舗への来客の自動車のための出入口と共用されるときは、その自動車台数も考慮して必要な措置を講ずるものとする。

イ. 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

設置者は、出入庫が周辺道路の交通に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮することが必要である。具体的には、設置者は、来客の自動車の方向別台数を予測し、交通整理員の配置や経路設定等も勘案した上で、駐車場出入口の数及び位置を設定し、各出入口における入庫処理能力がピーク1時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である。また、駐車場の出入りは左折を原則とし、駐車場内及び出入口においては入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線を分離することにより円滑な出入庫や駐車が可能となるよう配慮することが必要である。この際、歩行者等の安全や駐車場からの排気ガス等についても配慮し、また、閑静な住宅街に面して極力出入口を設けないなど近隣の住民等への騒音についても十分な配慮を行うものとする。

なお、駐車場の出入口については、設置者は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあつては、これを遵守することは当然であるが、その他の場合にあつても、当該駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとなるよう努めるものとする。

入庫処理能力については、例えば、ゲート入庫処理時間は、メーカーより提供される1台当たりの処理時間に乗客の乗降時間等を加えたものとする。

参考までに、現存する代表的な駐車場方式による入庫処理能力を示すと、平面自走式駐車場（オペレータあり）は約8秒、垂直循環方式の機械式駐車場は約1分30秒である。

ロ. 駐車待ちスペースの確保

また、イ. のとおり適切に措置された場合においても、一時的に一度に相当数の来車が集中して公道における入庫待ち行列が発生しないように、必要に応じ敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保するなどの対応を行うことが必要である。必要となる標準的なスペースについては以下の計算式により算出することが可能である。

なお、駐車場の配置や構造等特別な事情があるときは、これを勘案して設定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{「各入口に必要な駐車待ちスペース」} &= (\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \\ &\quad \text{当該入口の1分当たり入庫処理可能台数}) \\ &\quad \times 6 \quad (\text{m} : \text{平均車頭間隔}) \end{aligned}$$

上記の駐車待ちスペースは、発券ブース等までの距離として確保されるものであり、自走式平面で発券ブース等がない場合については、駐車場内の車路等に必

要なスペースが確保されればよいものとする。

ハ．駐車場の分散確保

駐車場の設置地点における物理的制約等によって十分な出入口数を確保できないなど、の方法によっては必要な時間当たり入庫処理能力を得ることができず、周辺道路において入庫待ち車両による新たな渋滞が発生するなど、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予想される場合においては、設置者は適切な位置に複数の駐車場を設置する（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）ことにより、必要な入庫処理能力の確保を図ることが必要である。

具体的には、設置者は、当該駐車場入口の入庫処理能力、来客の自動車の方向別の台数予測、当該入口に面する道路、直近交差点及び周辺交通の状況から、発生する駐車待ち行列の長さ及び継続時間、駐車待ち車両に起因する交通の阻害や交通容量の低下による渋滞の発生見込み等を推定し、その結果、各駐車場周辺の道路の交通に明らかに大きな影響を与えると考えられる場合には、駐車場の分散確保を図るものとする。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体が駐車場の集約化、既存駐車場の有効利用等について駐車場整備計画等を策定している場合は、設置者は、駐車場の配置や運営方法を設定するに当たっては、こうした取組に協力することが必要である。

ニ．駐車場出入口における交通整理

自動車による来客が多数見込まれる場合においては、駐車場の出入口等来客の誘導若しくは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員の配置を行うなど適切な措置を講ずることが必要である。同時に、近隣における違法駐車を抑止するという観点からも、適切な人員の配置が必要となる場合がある。必要な人数や配置場所は個別の店舗の立地場所、周辺の交通状況等によって異なり、また、自動車による来客の集中度に応じその必要性は変化するが、特に、相当数の自動車による来客が見込まれる時間帯においては、駐車場の出入口に整理員を配置するなどの措置を講ずることが必要である。

③ 駐輪場の確保等

設置者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成5年法律第87号）に基づき、大規模小売店舗の所在する地方公共団体により自転車駐車場附置義務条例が制定されている場合には、それに基づき適切な駐輪場規模を確保することは当然であるが、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる店舗においては来客が最大となる当該曜日）のピーク1時間に必要な駐輪場の収容台数を原則として店舗の敷地内に確保するものとする。

なお、駐輪場の収容台数については、業態、店舗規模、立地場所、近隣の自転車使用実態等により店舗ごとに相当程度差異があるため、一律に原単位等を定めることは不相当であるが、参考までに、自転車を利用する来客の割合が高いと考えられる商業地区における食品スーパー及び総合スーパーにおける現状の整備台数から試算すると、例えば、店舗面積3,000㎡以下の店舗では、平均で店舗面積約35㎡当たり1台となっている。併せて、設置者は、駐輪場の利用の効率性を高め、来客による近隣における放置自転車を抑制する等の観点から、駐輪場を適切な位置に配置するとともに、適切な管理を行うものとする。なお、原動機付自転車については、自転車と一体として取り扱われていることが多く、同様の対策を講じることが期待されている。

④ 自動二輪車の駐車場の確保

設置者は、自動二輪車についても、年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に必要な駐車場を確保し、その場所を明示すること等の配慮を行うことが必要である。特に、自動二輪車等の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、自動二輪車の駐車場を確保するよう努めるとともに、安全の確保への十分な配慮を行うものとする。

⑤ 荷さばき施設の整備等

イ. 荷さばき施設の整備

設置者は、商品等の搬出入のための作業を行う間、搬出入車両が公道に駐車し一般の通行が妨げられることのないよう周辺交通の安全と円滑の観点から当該車両を駐車しておくスペースの位置について適切に配慮することが必要である。同時に、店舗の開設している時間帯においても相当数の搬出入車両がある場合においては、自動車を利用する来客の割合から見て問題がないことが明らかである場合を除いて、搬出入車両専用の出入口を設けるなどの対応が必要である。この際、搬出入車両の出入口は、出入庫による周辺道路の交通に及ぼす影響が最小限となるよう配慮するとともに、歩行者等の通行に支障がないように配慮して、その位置を設定することが必要である。

また、荷さばき施設の規模や構造については、店舗によって大きく異なるが、想定される搬入商品の大きさ等を勘案し荷さばきに必要な作業スペースを確保するとともに、想定される搬出入車両の大きさ等に適合した幅、奥行き及びはり下の高さを確保することにより、搬出入車両を安全かつ円滑に駐車させ、出入りさせることができるものとする必要がある。特に多くの搬出入車両が予想される場合には、荷さばき施設において複数車両の作業が並行して行われるよう、また、1 台当たりの作業が十分に効率的に行われるよう工夫されることが必要である。荷さばき施設の規模は、その処理能力がピーク時の車両数による負荷を上回るよう設計されることが必要であり、処理能力は平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な台数から算出するものとする。

ロ. 計画的な搬出入

搬出入車両による周辺道路の混雑は、計画的な搬出入を行うことにより回避又は軽減することが可能である。具体的には、搬出入車両が一定時間に集中することを回避すること、周辺道路の混雑状況に照らして比較的余裕のある時間帯に搬出入を行うこと等について必要な考慮を行うことが必要である。ただし、後述の騒音の発生について問題を生じないよう配慮することが必要である。また、複数の小売業者等が大規模小売店舗において営業活動を行う場合には、事業者相互が十分な連絡、連携を取ることが必要であり、設置者、管理者が適切な施設運営計画を示すなどの工夫が必要である。

一方で、こうした計画的運行を強調する余り、周辺道路等に時間待ちの搬出入車両が駐車することとなれば、本来の趣旨が損なわれるため、特に、一定以上の搬出入車両を利用することが見込まれる施設にあっては、上記イ. で予測した結果等をもとにして店舗の敷地内に荷さばき待ちの車両が駐車できるスペースを確保することが必要である。

⑥ 経路の設定等

設置者は、大規模小売店舗に向かう来客や事業者が、大規模小売店舗及びその施

設に到着するまでに適切な手段や経路を選択できるよう、以下の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

イ．設置者は、来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路を、以下のような点に配慮して適切に設定するとともに、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うほか、掲示板、ビラ等を用いて混雑時間帯や経路等に関する情報提供を行うことが必要である。また、駐車場から出庫する来客の自動車が周辺道路の交通に大きな影響を及ぼすと予想される場合には、同様の考え方により、出庫してからの経路を設定することが必要である。特に、繁忙期にあつては、交通整理員の配置や自動車での来店自粛を呼びかけるなどの措置を講ずることが必要である。

- 駐車場への経路が複数想定される場合においては、最も混雑の発生が小さくなるような経路を、自動車を利用する来客が選択することができるように設定すること。
- 駐車場への経路が住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避するようにすること。やむを得ず経路の一部がこうした道路を通る場合においては、登下校時間帯の通行を避けることや不用意なクラクション等による騒音を抑えること等を来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。特に、深夜に営業活動を行う店舗における案内経路の設定等にあつては、これらについて、慎重な対応を要すること。
- 駐車場への経路が右折を伴うように設定される場合には、来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないようにすること。
- 駐車場へは左折入出庫を原則とし、設置者は、来客の自動車が極力駐車施設へ右折入庫することとならないようにすること。ただし、右折を伴う来客の自動車が少数である場合や適切な右折用車線が確保されている場合等、周辺の交通状況に与える影響が少ないとき、若しくは、右折入庫することによる周辺道路の交通への影響が左折入庫することによる影響よりも過小である場合はこの限りではない。

ロ．設置者は、搬出入車両についても上記イ．と同様の視点から、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、当該搬出入に係る事業者に対し、当該搬出入車両の運行による混雑が少なくなるような経路を選択するように働きかけることが必要である。また、特に、経路上に学校等が位置する場合等には、登下校時間の運行を避ける、交通整理員の配置により安全の確保を図るなどの配慮を行うことが必要である。

ハ．設置者は、店舗の敷地内に新たにバス、タクシー等のための駐車場を設けることが必要な場合には、バス、タクシー等を停車させ来客を乗降させるためのスペースを確保するよう努めるものとする。

ニ．設置者は、大規模小売店舗が立地する地域において、当該店舗の所在する地方公共団体や公共交通事業者等の関係者がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業を行っている場合には、かかる事業の趣旨を踏まえ、こうした事業に可能な限り協力を行うことを検討することが必要である。具体的には、来客に対してこうした事業の情報を提供し、利用を働きかけるなどの

対応を講じるほか、駐車場、荷さばき施設の配置、運営方法について、こうした事業の円滑な実施を阻害しないよう配慮することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車用の駐車場出入口が小売店舗の来客の自動車用の駐車場出入口と共用されるように設置されることにより、案内経路が重複し、上記経路設定に大きな影響を及ぼす場合には、それについても考慮して上記の措置を講じるものとする。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

大規模小売店舗の施設の構造によっては、それまで通り抜け可能であった通路が閉ざされ、歩行者等が迂回しなければならない場合があり、周辺が商業地域である場合、周辺の商店等の顧客の通行の利便が損なわれる可能性がある。こうした点も考慮し、設置者は、従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがある場合若しくは当該店舗の所在する地方公共団体が策定する公的な計画に基づいて既に通行の利便や安全の確保のための事業が行われている場合においては、大規模小売店舗の施設の出入口の位置、敷地内の通路の位置等について適切な工夫を行うことが必要である。また、一般の歩行者等が主に通行する道路側に荷さばき施設を設けること等により通行の円滑が妨げられることのないよう十分に周辺の状況に配慮することが必要である。

店舗の閉店後においても、当該立地地点周辺の通過、通行の需要が高く、大規模小売店舗の立地によって従来と比較して夜間の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な夜間照明設備の設置等の配慮を行うことが必要である。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量化やリサイクルを促進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することは、社会全体として求められている課題であり、特に小売業者は、循環型社会を構築する観点から、商品の製造事業者と消費者との接点として非常に重要な役割を担っている。このため、設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、関係法令等の制定等による制度面での進展や、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の施策との整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めなければならない。また、かかる認識に立ち、設置者は、地域の住民等の意識を高めるために、設置者又は大規模小売店舗内の小売業者が「廃棄物減量化」及び「リサイクル推進」に資する活動等を関係法令に基づき又は自主的に実施する予定となっている場合においては、その内容について地域の住民等への情報公開を推進するものとする。

(4) 防災・防犯対策への協力

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲に設置され、かつ比較的広大な敷地を有する施設であることから、設置者は、大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請があった場合、必要な協力を行うこととする。また、大規模小売店舗は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、夜間に営業活動を行う店舗も多いことから、特に深夜には周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところであり、駐車場等

への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましい。その際、設置者は、併設施設における防犯・非行防止についても留意すべきである。

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って発生する業務音や廃棄物等は、施設の配置や運営方法によっては、地域の住民等の生活環境を悪化させる場合がある。設置者は、このような事態を回避するために以下のような事項について配慮を行うことが必要である。

(1) 騒音の発生に係る事項

設置者は、大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、騒音の防止に関連する法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うものとする。

① 騒音問題に対応するための対応策について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、騒音の発生部位や騒音の種類に応じ、騒音の発生の防止又は緩和のために適切な対応策を講じなければならない。設置者は、対応策の検討に当たって、騒音の発生の時間帯、療養施設、社会福祉施設等の有無等の立地場所周辺の状況等地域の特性及び騒音関係法令における地域や時間の取扱い等に考慮しつつ、下記②において予測・評価した結果を踏まえるものとする。その際、深夜・早朝においては、特に、静穏な生活環境の保持を求められることに留意しなければならない。さらに、対応策について、地域の住民等の理解を得られるよう騒音の発生の防止又は緩和のために配慮した事項については、公表するように努めなければならない。

具体的には、以下のような対応策を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせることで実施することが求められる。なお、一般的には、施設の配置計画や建築計画における対応策は、運営面での対応策に比して騒音を低減させる効果が大きい点にも留意することが必要である。また、届出時に、下記②において予測・評価した結果が、騒音発生源となる施設及び機器の経年劣化や施設の配置又は運営方法の変更等により、実態との間に著しい乖離を生じさせている場合には、それに応じ、事後の対策を講じるよう努めることが必要である。

イ. 騒音問題への一般的対策

設置者は、施設の配置や構造の決定に際しては騒音の発生の防止又は緩和の視点からの配慮を念頭においてこれを行わなければならない。例えば、住居に面している方向には下記ロ. 及びハ. に記載する騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること等の配慮が重要である。また、施設と低層の住居が隣接している場合等には遮音壁等を設置することや緑地帯を確保することにより住居との距離を確保することも有効な対策となる場合がある。一方、遮音壁は住居等からの視界を制約し、住居等の風通しや日照に影響を及ぼす可能性もあるので、必要に応じ近隣の住民等と調整した上で設置することを検討することが求められる。

ロ. 荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策

a. 荷さばき作業に伴う騒音対策

荷さばき作業は、大規模小売店舗になくなくてはならない作業であるが、特に深夜・早朝に行う場合には、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、騒音に対する十分な配慮が必要とされる。これらの騒音を低減する方策としては、次のような措置が挙げられる。

1) 荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有するクッション製の素材の採用若しくは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等の施設建築計画面での配慮

2) 荷さばき作業時間の特定、必要不可欠な場合を除いた荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入の促進、作業人員への騒音防止意識の徹底等荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮

特に深夜・早朝における荷さばき作業については、大規模小売店舗にとって最も騒音上のトラブルが生じることの多い騒音発生源であることを認識し、設置者として地域の住民等の理解が得られるよう十分な対応を行うよう努めなければならない。

b. 営業宣伝活動に伴う騒音対策

大規模小売店舗において、BGMの使用や営業宣伝やアナウンスを行う場合には、これらが地域の住民等にとって受忍を超える騒音とならないよう配慮することが必要であり、その対策としては、実施時間帯の特定及び音量の低減、拡声器等の配置場所における配慮等が挙げられる。

ハ. 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

a. 冷却塔、室外機等からの騒音

施設で用いる冷却塔、室外機等の設置に伴い、騒音が発生することがある。これらの機器を屋外に設置する場合の対策としては、機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器を導入すること、機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止することにより騒音の発生を低減すること等の対応策が挙げられる。

b. 給排気口等からの騒音

給排気口等においても、風切り音や送風機等の機械騒音が放射されることがある。これらの騒音に対する対策としては、吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量の調整、低騒音型の送風機等の導入等が挙げられる。

c. 駐車場からの騒音

駐車場を付設する場合には、敷地内での自動車騒音についても考慮した上で設置すること等が必要となる。具体的には、次のような措置が挙げられる。

1) 駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、床の段差の回避等の施設の配置・構造面での配慮

2) 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮

なお、駐車場内においては、不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等を行わないことが必要であり、来店者等に対して表示板等によるアイ

ドリング防止の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずることが必要である。さらに、青少年等の蟻集等により騒音が発生することを防止するため、特に深夜・早朝においては駐車場の出入口の施錠、警備員の巡回等の必要な措置を講じ、適切に管理することも必要である。

d. 廃棄物収集作業等に伴う騒音

廃棄物収集作業等に伴い騒音が発生することも予想される。施設の配置面での配慮、廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上の働きかけ、深夜や早朝における作業回避等回収時間帯の制限等が騒音を低減する方策として挙げられる。

② 騒音の予測・評価について

設置者は、自ら講じようとする対応策が妥当であるか否かを予測・評価するものとする。全ての設置者は、必要に応じ専門家等の意見を考慮しつつ、下記ロ. に沿って騒音全体についての予測を行い、総合的な騒音の評価において、参考①「騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」に示す基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。さらに、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、下記ハ. に沿って夜間発生が見込まれる個々の騒音についての予測を行い、参考②「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）」に示す夜間における基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。（なお、ここでいう「夜間」とは、これを評価する基準値となる騒音規制法（昭和43年法律第98号）において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点において騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。）また、大規模小売店舗立地法第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましい。

なお、大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗と建築物の構造及び発生する騒音、設備、運営方法等に類似性のある大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することができる。さらに、夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている点にも留意すべきである。

イ. 予測・評価に当たっての基本的事項

a. 予測・評価の対象となる騒音の種類と分類

設置者が予測・評価すべき騒音の種類は、次のとおりとする。

なお、騒音は、その時間的なレベル変動の特性から、以下の3つに分類するものとし、下記ロ. 及びハ. に記載する予測・評価を行う場合には下記の分類に沿って行うものとする。

なお、下記に記述するもの以外から発生する騒音については、騒音の発生のレベルや頻度、現実的予測の難易性等を勘案し、予測の対象としていないが、自家発電設備による騒音等、下記と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、これらもあわせて予測を行うものとする。

1) 定常騒音（騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）

- 冷却塔、室外機等から発生する騒音
- 給排気口等から発生する騒音
- 2) 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）
 - 敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）
 - 荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音
 - 廃棄物収集作業等に伴う騒音
 - BGM（バック・グラウンド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音
- 3) 衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音）
 - 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音
- b. その他事項

騒音の予測は、騒音発生源の特性に応じて、騒音のパワーレベル、騒音のピーク値（最大値）、騒音の発生が予測される時間帯等の予測条件を用いて、下記ロ. 及びハ. に述べるとおり、音の伝搬理論に基づく予測式による方法等それぞれの評価方法と比較可能な方法を用いて行うものとする。

ロ. 騒音の総合的な予測・評価方法

a. 予測方法

大規模小売店舗の施設から発生する騒音全体について、以下の方法により、予測を行うものとする。

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外」とする。

ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。一方、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果が及ばない高層住居における騒音についても予測することが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日におけるその昼間（午前6時～午後10時）及び夜間（午後10時～午前6時）における等価騒音レベルを予測するものとする。予測は、上記イ. a. の騒音の発生源ごとに、騒音の継続時間を勘案して算出し、これを合算する。

※ 「等価騒音レベル」とは、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。時間的に変動する騒音のある時間における等価騒音レベルはその時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位はデシベル（dB）。

b. 評価方法

設置者は、騒音の予測場所において適用される下記参考①「騒音に係る環境基準」に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、自らの施設から発生が予想される全体の騒音を評価するものとする。

なお、予測場所の地域において都道府県知事による「騒音に係る環境基準」の地域の類型が指定されていない場合には、住居等の集合の状況、土地利用の実態及び将来の計画等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る店舗に適用される地域の類型を推定することができる。

[参考①] 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ハ. 発生する騒音ごとの予測・評価方法

ア. 予測方法

設置者は、上記ロ. の総合的な騒音の評価に加え、それぞれの騒音源が発生する騒音の最大値等に着目し、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、以下の方法により、予測を行うものとする。

ここでいう「夜間」とは、騒音規制法において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点について騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。（以下ハ. において同じ。）

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

大規模小売店舗の敷地の境界線とする。この場合、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行うこととする。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測しておくことが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合には「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測するものとする。

なお、「騒音レベルの最大値」は騒音計の「時間重み特性F」を用いて測

定した場合のものとする。

b. 評価方法

設置者は、騒音の測定場所において適用される「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す夜間における基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、「夜間」に見込まれるそれぞれの騒音を評価するものとする。その際、当該騒音の発生の位置、継続時間等を勘案するものとする。

なお、予測場所の地域において騒音規制法に基づく地域の指定が行われていない場合には、大規模小売店舗の立地場所の用途地域等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る大規模小売店舗に適用される区域の類型及び基準値を推定することができる。

[参考②] 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）（抜粋）に示す夜間における基準値

第1種区域	40デシベル以上 45デシベル以下
第2種区域	40デシベル以上 50デシベル以下
第3種区域	50デシベル以上 55デシベル以下
第4種区域	55デシベル以上 65デシベル以下

(備考)

※第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- 1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(2) 廃棄物に係る事項等

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等（小売業の事業活動に伴い排出されるものであって再資源化可能なものを含む。以下同じ。）に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わねばならない。設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、大規模小売店舗が所在する地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮し、適切に対応しなければならない。

① 廃棄物等の保管について

設置者は、廃棄物等が処理され、又は、処理のため搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないように配慮することが必要である。その際、特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるが、一部地方自治体で定められている条例によると、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、 0.20 kg/m であるので、これを参考としつつ、保管容量を確保する必要がある点に留意すべきである。

イ. 保管のための施設容量の確保

設置者は、下記に分類する廃棄物等の種類ごとに必要となる保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管施設を確保するものとする。特に、生ごみについては、十分な保管容量を確保するとともに、悪臭が周辺に発散することや汚水が流出することを防止するための適切な対策を講じることが必要である。確保すべき保管容量については、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の条例等に、確保すべき廃棄物等の保管容量等の基準が定められている場合にあっては、これに従うものとするが、その他の場合にあっては、以下の考え方によるものとする。

$$\begin{aligned} \text{「廃棄物等の保管容量 (m}^3\text{)」} &= \text{「A : 1日当たりの廃棄物等の排出予測量 (t)」} \\ &\quad \times \text{「B : 廃棄物等の平均保管日数」} \\ &\quad \div \text{「C : 廃棄物等の見かけ比重 (t/m}^3\text{)」} \end{aligned}$$

ただし、廃棄物等の排出量については、店舗の運営方法等によって大きく差異があることから、上記計算式及び以下の各表に示す原単位によることが適当でない場合は、その根拠を示して他の方法で算出することができる。かかる場合には、主たる小売業者が同一であって取扱い品目・規模等が同種の店舗における実績値等を参照し、算出された値を修正することができる。

廃棄物等の排出量に影響を及ぼす事項としては次のようなものが考えられる。

○ 紙製廃棄物等

ダンボールを使用しない納入方法（通い箱・リターナブルコンテナ等の使用、ハンガー納品の実施等）を採用する場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

○ 空き缶・空き瓶・ペットボトル等

店頭において空き缶・空き瓶・ペットボトル等を回収している場合には、当該廃棄物等の排出量を増加させることがある。

○ 生ごみ等

食品を取扱う店舗において、食品加工場を付設していない場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

なお、廃棄物等の保管場所が、小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場所である場合には、設置者は、小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出予測量も考慮して上記計算式により算出した「廃棄物等の保管容量」が確実に確保できるよう措置することが必要である。さらに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関連する法令等に基づき、大規模小売店舗内の小売業者が廃棄物等の回収を行う場合には、将来的な回収見込み量（廃品の引取りも含む。）をも勘案

して適正な保管容量を確保することが必要である。また、下記の分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、別途、適切な保管容量を確保するものとする。

- 1) 紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）
- 2) 金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）
- 3) ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）
- 4) プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）
- 5) 生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）における食品廃棄物等を指す。）
- 6) その他の可燃性廃棄物等

上記算出式中の各要素（A～C）については、以下の考え方により算出するものとする。

A：1日当たりの廃棄物等の排出予測量

廃棄物等の排出量は、取扱品目等から発生が見込まれる廃棄物等の種類ごとに、下記の分類に沿って、原則として以下に示す計算式により、年間の平均的な時点における廃棄物等の排出予測量を算出するものとする。その際の各原単位は以下の表に示す数値を基準とするものとする。ただし、廃棄物等の種類ごとの発生の要因となる取扱品目の取扱量が極めて少ない場合等、特別の事情により、以下に示す数値又は計算式によることが適当でない場合には、既存類似店のデータ等根拠を明確に示し他の方法で算出することができる。

なお、店舗面積が6,000㎡を超える店舗については、店舗面積が6,000㎡以下と店舗面積が6,000㎡超の部分に、それぞれに対応した原単位を使用して算出した数値を合算するものとする。

$$\text{「1日当たりの廃棄物等の排出予測量(t)」} = \text{「店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位(t/千㎡)」} \times \text{「店舗面積(単位：千㎡)」}$$

[店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位]

紙製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.208
	6000㎡超の部分の原単位	0.011

(単位：t/千㎡)

金属製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.007
	6000㎡超の部分の原単位	0.003

(単位：t/千㎡)

ガラス製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.006
	6000㎡超の部分の原単位	0.002

(単位：t / 千㎡)

プラスチック製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.020
	6000㎡超の部分の原単位	0.003

(単位：t / 千㎡)

生ごみ等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.169
	6000㎡超の部分の原単位	0.020

(単位：t / 千㎡)

その他の可燃性廃棄物等		
		0.054

(単位：t / 千㎡)

B：廃棄物等の平均保管日数

上記Aで分類した廃棄物等の種類ごとに平均保管日数を算定するものとする。

C：廃棄物等の見かけ比重

廃棄物等の見かけ比重については、下記の数値を用い、又は、根拠を示して他の数値を用いることとする。その際、以下の点に留意することが必要である。

- プラスチック製廃棄物等であっても、化粧品のプラスチックボトル等、下記の数値を大きく超える種類もあること。
- 生ごみ等水分含有率が一定でない廃棄物等について、下記の数値を上下する場合があること。
- 機器を用いて、廃棄物等を圧縮する場合には、これを勘案することができること。

[参考値] 廃棄物等の比重

	比重
紙製廃棄物等	0.10
金属製廃棄物等	0.10-0.15
ガラス製廃棄物等	0.10-0.30
プラスチック製廃棄物等	0.01-0.04
生ごみ等	0.55
その他の可燃性廃棄物等	0.38

(単位：t/m³=kg/L)

ロ. 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について

設置者は、廃棄物等の保管場所の位置、構造等を決定するに当たっては、大規模小売店舗の所在する地方公共団体における廃棄物等の分別の状況等を十分考慮するとともに、以下の事項を配慮しなければならない。

- a. 廃棄物等の保管施設の位置・構造等については、廃棄物等の種類ごと、処理方法ごとに分別して保管する等、搬出作業の利便の確保を図るとともに、中間処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限のものとするように配慮するものとする。
- b. 特に生ごみを排出する大規模小売店舗においては、周辺への悪臭の発散等を防止するため、若しくはカラス等による廃棄物等の散乱を防止するため、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行うものとする。

② 廃棄物等の処理について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力の上、廃棄物等に関連する法令の規制に則って、周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮しつつ、廃棄物等の運搬等処理に関し適正な施設の配置及び運営等を行わなければならない。さらに、廃棄物等の敷地内の処分、リサイクル等を行う場合には、これらの活動が与える地域の住民等への生活環境上の影響を十分勘案して、設備等の配置や運営を行わなければならない。

具体的には、設置者は下記のような措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせ実施することが求められる。

- イ. 廃棄物等を敷地外で処理する場合には、十分な運搬頻度を確保すること。特に、繁忙期等廃棄物等が大量に生じる時期等については、廃棄物等の保管容量を超えないよう必要に応じ運搬頻度等を増やすこと等について柔軟な対応を講じること。
- ロ. 廃棄物等の運搬予定業者等処理業者の決定に当たっては、関係法令等に配慮しつつ、適正な処理が確保されるように適切な業者の選定を行い、廃棄物等の引き渡しについては、運搬予定業者等処理業者に対し、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するため、その性状等について必要な情報提供を行うこと。
- ハ. 敷地内で廃棄物等を処理する場合（圧縮機等による中間処理を含む）には、その具体的方法及び関連設備について関係法令の規制に従い適正に行うとともに、関連作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限とするような設備の配置や運営を行うこと。
- ニ. 店舗内の関係者及び関連事業者に対し、廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底すること。

③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭の発散を防止するための関連設備の位置及び構造、廃棄物等を保管場所に持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適正な管理等、上記廃棄物等の保管や運搬、処理に関連して、生活環境上の問題を発生させるおそれがある場合には、かかる問題についても適正な対応策を講じなければならない。その際、併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性がある場合にも、同様の配慮を行うことが望ましい。

食品加工場からの調理臭や悪臭の発散を防止するため、具体的には、設置者は下記の措置のうち、必要と認められるものを合理的に選択し、必要に応じ組み合わせる実施することが求められる。

イ. 食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策を講じること。

ロ. 住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。

ハ. 食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置を講じること。

(3) 街並みづくり等への配慮等

大規模小売店舗は、地域の生活空間における中核となり得る施設であることから、従来から当該店舗が立地する地域において統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合、こうした取組を阻害することのないように調和を図るよう努めなければならない。特に、当該地域が景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区である場合には、これらに定められている事項に建築計画を合致させることはもちろんのこと、街並み形成に関する条例により当該地域が指定されている場合においては、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造を工夫するよう努めることが必要である。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体等が策定する公的計画に基づいて、既に周辺地域全体として商店街等のアーケードの整備や街路に面する敷地の植栽等連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合には、これら事業の効果を減殺することのないよう適切な協力を行うことが必要である。さらに、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に大規模小売店舗立地法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出をした者に対する同法第8条第4項の規定による意見及び同法第9条第1項の規定による勧告については、なお従前の例による。

3 施行日から6月を経過する日までの間に大規模小売店舗立地法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項に規定する届出事項のうち大規模小売店舗の施設の配置に関するものについては、なお従前の例によることができる。

大規模小売店舗立地法第4条の指針再改定案の策定に当たって

平成19年1月19日
産業構造審議会流通部会
中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会
合同会議

大規模小売店舗立地法第4条に基づく「指針」は、同法の下で大規模小売店舗（以下「大型店」という。）の設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため、その施設の配置及び運営方法について配慮すべき具体的な事項を定めるものであり、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議での審議を経て、平成17年3月に現行指針が策定された。

現行指針の策定にあたっては、上記審議において「技術的・専門的な進展や社会的な要請の変化に応じた弾力的な対応」が望ましく、また、「継続的に指針の運用状況や関連動向等を検証しながら弾力的に指針改定の必要性を検討していくことが適当」とされたところであるが、現行指針改定後、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議において継続審議が行われた結果、平成17年12月に取りまとめられた中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」において以下の点が検討課題として指摘されたところである。

1. 大規模小売店舗と一体として併設されているサービス施設部分に係る駐車場の確保等についても、実態把握を十分行った上で、必要な駐車台数の確保等が行えるよう指針の改定を行うべきである。
2. 大型店も含めた商業者がまちづくりに参加・協力することが望ましいことから、政府においても中心市街地活性化法において中心市街地活性化のための「事業者の責務」に関する規定を新設するとともに、その趣旨も踏まえ、大型店は、退店時の対応等地域におけるまちづくりへの協力について、自らの社会的責任の一環として自主的に取り組むよう求めるべきである。

上記検討課題を踏まえ、経済産業省において、平成15年2月に実施した約1万8千店の大型店設置者に対するアンケート調査（回答数約6千店）のうち、併設施設を有する大型店について再分析を行い、その結果等に基づいた見直し案を専門調査会において審議することとした。また、審議に当たっては、併設施設を有する大型店に関して、運用状況及び指針改定に向けての要望等について法運用主体である地方公共団体及び大型店関係団体からヒアリングを行い、法運用実態の確認や関係者からの各種要望を直接聴取することとした。

専門調査会においては、上記の方向性に基づき平成18年10月25日から3回にわたり審議を行ったところであり、別添の再改定案を提示することとなった。

1. 具体的な改定内容について

(1) 併設施設関係

併設施設を踏まえた指針の再改定にあたり、前述の中間報告で指摘された必要駐車台数に関する点に限らず、「施設の配置及び運営方法に関する事項」の各項目につき検討を行った。

①必要駐車台数について

現行指針に定められている必要駐車台数算出式における各項目（日來客数、ピーク率、自動車分担率、平均乗車人員、平均駐車時間係数）につき、併設施設が与える影響を分析した。

この結果として、

- ・併設施設の種類や施設数による類型化が困難であったため、小売店舗に対する併設施設の面積の割合を基準として影響を分析することが適切と考えられること
- ・大規模小売店舗に併設される施設の面積の割合が20%を超える場合には、日來客数及び平均駐車時間係数に差が生じているため、これを盛り込んだ算出式を策定することが適切と考えられること

とされたため、再改定案に新たに算出式を盛り込むこととした。

なお、法運用主体や大型店関係団体からのヒアリング内容等を踏まえ、各併設施設の必要駐車台数を小売店舗の必要駐車台数の外数として算出することが適切な場合があることに鑑み、このような考え方を排除せず、上記算出式を参考値と位置づけることで法運用主体による柔軟な運用を確保することとした。

②騒音、廃棄物、防犯等について

分析により定量的な方向性は導出されなかったが、大型店の設置者に対して併設施設の騒音、廃棄物、悪臭、防犯に関しても留意すべき旨、定性的な記述を盛り込むこととした。

(2) 大型店の社会的責任について

大型店の社会的責任については、前述の中間報告や「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」（以下、「中活法」という。）第6条に責務規定が定められる等、地域づくり、まちづくりに関する大型店の貢献に対する期待の高まりが見られるところである。これを受け、退店時における早期の情報提供等の取組を、業界団体や個々の事業者が自主的に積極的に行う旨、盛り込むこととした。

(3) その他

①中活法に規定する認定基本計画を踏まえた地域独自の基準

必要駐車台数の基準については、地域の実情に応じた地域独自の基準が制定・公表されている場合においては当該基準を用いることができることとされている。今般、法運用主体が地域の実情に応じ、地域独自の基準を定める場合の例示として、中活法第9条第10項に規定する認定基本計画の中で公共交通機関の整備が盛り込まれている場合を明示することとした。

②駐車場法改正に伴う記述の整理

改正駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4項において、自動車の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車が含まれたことに伴い、記述の整理を行った。

2. 今後の課題等について

(1) 指針再改定内容の普及等

今回の指針再改定に伴い、法運用主体が運用体制を整備するため、また設置者が適切な対応策を検討するために一定の準備期間を確保することが必要である。

以上の事情も勘案し、経済産業省においては、法運用主体や大型店設置者など関係者に再改定内容を十分周知するとともに、改定された指針を適用するために必要な準備期間を

確保するよう配慮されたい。

(2) 指針再改定に伴う今後の作業等

今回の指針再改定により、併設施設の影響を参考値として盛り込むこととしたが、今後、併設施設に関する考え方や取り扱いについて運用事例の蓄積が見込まれる。大型店に対する社会的要請、技術的、学術的な知見の進歩等を勘案しつつ、法運用主体や大型店設置者の協力の下、専門家を中心として継続的に指針の運用状況や関連動向等を検証しながら弾力的に指針改定の必要性を検討していくことが適当である。

大規模小売店舗立地法第4条の指針改定案の策定に当たって

平成 17 年 2 月 23 日
産業構造審議会流通部会
中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会
合 同 会 議

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗（以下「大型店」という。）の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図ることを目的として、平成10年6月に公布、平成12年6月に施行された。

大規模小売店舗立地法第4条に基づく「指針」は、同法の下で大型店の設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため、その施設の配置及び運営方法について配慮すべき具体的な事項を定めるものとして、同法の中核をなすものである。すなわち、「指針」は大規模小売店舗立地法の運用に当たっての明確かつ具体的なナショナルスタンダードを示すものであり、大型店の設置者が法的に配慮すべき事項の範囲を画するものと位置づけられている。平成11年6月に告示された現行の指針は、大規模小売店舗立地法の国会審議における附帯決議、すなわち、「審議会の開催等を通じて広く関係者の意見を聴取」すること、「明確かつ具体的なものとする」、「一定の街づくりの重要性にも留意する」こと、「地方公共団体が個別事案への対応を行うに当たっては、地域の実情を柔軟に反映できるよう配慮すること」等を踏まえ、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議における討議、大型店を対象に実施したアンケート調査の分析、関係団体等からのヒアリング、各分野の専門の委員による詳細な検討、パブリックコメント等を経て、同年5月に答申されたものである。

平成12年6月に大規模小売店舗立地法が施行され、以来約4年6ヶ月余が経過し、この間に新設された大型店数は約2,400店(平成16年9月末までの届出実績)となっている。今回大型店を対象に実施したアンケート調査に依れば、法施行後に設置された大型店については、同法施行以前に設置された店舗に比して駐車場の整備、騒音対策、廃棄物対策など総じて対策が進んでいることが明らかになっており、大型店の周辺地域の生活環境の保持という法目的に関する意識は高まっているものと評価できる。

他方、約6年前の現行の指針策定時には、技術的知見の制約があったこと、法施行後の実際の地方公共団体による運用の過程で新たな課題が見いだされるであろうことが想定されたことから、指針（案）策定と同時に答申された「大規模小売店舗立地法第4条の指針（案）の策定に当たって」において「今後の技術的な蓄積等を行い、施行後遅くとも5年以内に見直しを行うことを予定することが適当である」とされたところである。

この要請に応えるため、経済産業省において、これまでに約1万8千店の大型店設置者に対するアンケート調査（回答数約6千店）を実施し、加えて法の運用主体である地方公共団体に対しても法運用における問題点、指針改定に向けての要望についてのアンケート調査・ヒアリングを行ったところである。これらの結果も踏まえ、平成16年9月から開催された産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議及び同合同会議に設けられた専門調査会において、指針の見直しに関する審議をこれまで集中的に実施してきた。

審議に当たっては、法運用実態の確認や関係者からの各種要望を直接聴取するため、法運用主体、出店者たる大型店団体等の関係団体からのヒアリングを実施した。また、交通、騒音、廃棄物の各専門分野については、専門の委員によって各種アンケート調査や関連統計の分析、技術的知見の蓄積・進展状況の確認など詳細な検討を行ったところであり、それらの結果を踏まえ、今般、別に示す指針改定案を提示するに至ったものである。

指針改定案を提示するに当たっては、現行指針の策定時と同様に、指針で律すべき周辺地域の生活環境の範囲、関連他法令との関係などについても改めて議論を行った。また、5年弱にわたる法運用実績を踏まえて提起された新たな課題についても討議を行ったところである。本合同会議としては、指針改定について出店者、地方公共団体、地域住民等の関係者の十分な理解を得るとともに、改定後の指針の円滑かつ適切な運用が行われることを期待して、これまで討議した諸論点に関する考え方につき、ここに併せて整理することとした。

1. 指針改定案の策定に当たっての基本的な考え方

今般の指針改定案をとりまとめるに当たっては、法制定時や現行指針策定時の考え方を改めて検証し、その上で、出店状況等の変化、指針に関連する他法令等の進展、アンケート調査結果や各種統計の分析等法施行後の環境変化等を踏まえ討議を行った。

その際の基本的な論点についての考え方を整理すると以下のとおりである。

なお、ここで一点付言しておきたい。指針は大型店設置者に対し、あくまでも法的に求められる責任の範囲を示したものである。逆に言えば、大型店の社会的責任（これは（4）で詳述する）として、周辺地域の生活環境問題を保持するために期待される内容や手段を網羅的に明示しているものではなく、また明示すべきものでもない。しかしながら、大型店は、小売業の地域密着産業としての性格を改めて自覚し、指針に記載されている内容にとどまることなく、地域で発生し又は発生が見込まれる生活環境問題について適切な対応が期待されていることを認識するとともに、地方公共団体や地域住民と協力して、真に豊かで健全な地域社会の実現に向けて貢献することが期待される。

（1）指針で規定すべき「周辺地域の生活環境」の範囲について

大規模小売店舗立地法は、大型店の立地に伴い、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図ることを目的とするものであるため、指針で取り扱う生活環境の範囲や内容も、当該目的に照らして検討すべきものであることは言うまでもない。また、大規模小売店舗立地法は、大型店の特性に着目し、その特性故に生じる問題について大型店の設置者に対してのみ一層の配慮を求める体系となっていることを前提とすれば、他法令によって生活環境保持のために業種横断的に規制されている場合には、それに加えて更に指針で規定すべき事項かどうかの判断が必要となる。これらの検討の結果、指針改定案では、例えば省エネルギーの推進などについては指針の対象外と整理した。

他方、現行指針策定時には必ずしも現実の課題として認識されていなかった事項であっても、その後の環境変化の中で実際に弊害が生じている課題や法運用上障害となっている問題もある。これらについての検討の結果、例えば、深夜営業の拡大に伴う生活環境への配慮として地域防犯への協力などについても新たに指針に規定することとした。

（2）定量的基準の見直しについて

①必要駐車台数について

現行指針において、必要駐車台数は、5種類の係数の乗除によってその値を算出することとされている。現行指針策定時においては、各係数は当時実施した大型店設置者に対するアンケート調査結果（回答数約3千店）の分析に基づいて定められた。これに対して今回の指針改定に当たっては、今回実施した前述の大型店約6千店からのアンケート調査結果の分析に加え、当該アンケートの統計処理の結果抽出される係数の変化が法施行後の環境変化の結果として追認し得るかどうか、あるいは地方公共団体による法運用の経験に照らして追認し得るかどうかとの視点から、各係数に関連する諸統計や法運用主体からの意見等の分析による検証も併せて実施した。その結果、各係数のうち、消費者の購買行動からも構造的な変化が伺われる「ピーク率」について引き下げるとともに、地方公共団体から見直しを求める意

見が多く出されていた「自動車分担率」について行政人口区分の細分化等の見直しを行うこととした。

②騒音に関する基準について

現行指針においては、騒音に関する基準として環境基本法及び騒音規制法に基づく基準を用いている。これは、大型店から発生する騒音に関する独自の基準を設けるだけの専門的知見が蓄積されていないこと等から、既存法令等の中から最も適切と考えられる基準や考え方を引用しているものである。したがって、この基準値は大型店設置者が騒音抑制のための対策を事前に講じる際に尊重すべきものとして理解すべきであり、本基準値を超えることのみをもって直ちに法第8条第4項の意見の対象にすることや厳格に基準値以下とするよう対策を設置者に求めることを想定しているものではない。

この考え方を明確にするために指針改定案においては若干の修正を行ったが、関係者の理解に資するよう、ここに改めてその趣旨を明らかにするものである。

③廃棄物等保管容量について

廃棄物等保管容量に関しては、現行指針では当時実施した大型店設置者に対するアンケート調査の分析に基づいた数値を定め、全体として十分な容量を有する保管施設を確保することとしている。今回の指針改定に当たっては、この基本的考え方は維持しつつ、法施行後のリサイクル関連法令の進展や関連データの充実を踏まえ、より実態に応じた対応が可能となるよう、廃棄物等の分類を細分化した基準を示すこととした。

(3) 地方公共団体の弾力的な運用の確保について

大規模小売店舗立地法は、周辺的生活環境の保持を法の直接目的としていることから、その運用に当たっては、地域特性を適切に反映することが極めて重要である。平成11年に地方自治法の大幅な改正がなされるなど大規模小売店舗立地法制定後においても地方分権が進展している状況にも留意する必要があると、特に、大規模小売店舗立地法の運用は都道府県及び政令指定都市の自治事務とされていることを踏まえなければならない。

また、現実の個々の届出案件に対する法の具体的適用の積み重ねに伴い、自動車分担率の地域による格差や一部地域に固有に生じる積雪と駐車場との関係などナショナルスタンダードたる指針の記載のみでは十分に対応できない事例も顕在化している。法運用主体の弾力的運用を認めるべきとの意見も、法運用主体のみならず関係者から広く要望されている。

これらの状況から、今回の討議の過程において本合同会議は、各地域の実情を反映した弾力的な法運用を確保することが極めて重要であるとの結論に至った。このため改定指針案においては、都市の中心部への自動車の乗り入れ抑制策を講じている場合や公共交通機関の利用促進事業に協力している場合などには指針で定める定量的基準により算出される必要駐車台数を軽減できるといったいわゆる「特別な事情」の例示を追加するとともに、自動車や公共交通機関等の交通手段の利用状況、地方公共団体の交通計画や廃棄物関連施策を反映した地域の基準の存在を前提とする記述などを規定したところであり、これにより、法運用主体による各地域の実情を反映した法運用が進むことを期待するものである。

なおその際、大型店設置者に対する法運用の公平性及び合理性が確保されることは当然の前提である。このため、法運用主体が地域の基準を策定するに当たっては、その基準を透明性と予見可能性を備えた内容とすること、客観的・合理的な根拠に裏打ちされたものとする、大規模小売店舗立地法の手続きのための基準としての法令や指針との整合性を確保することが基本方針とされるべきであろう。

(4) 大型店の社会的責任について

上記でも指摘したように、指針で取り扱われていない周辺地域の生活環境問題等に関しても、大型店はその社会的責任として適切な対応が期待されていることに留意すべきである。

今回の見直しに当たって、現段階では規制法の枠組みの中で法的に求め得る責任に該当しないものと整理して指針に記載しなかった問題の中にも、大型店の社会的責任の範囲として何らかの自主的対応が期待される問題もある。

企業の社会的責任という概念は、一般的には、経済面、社会面及び環境面の行動を包含し、内容的にも、最も基礎的な取組である法令遵守はもとより、環境保全、消費者保護、公正な労働基準、人権、人材育成、安全衛生、地域社会貢献など幅広い要素から構成されるとされる。社会的責任は、大型店であるか否かに限らず、また、小売業であるか否かにかかわらず業種横断的に取り組むべき課題であることは言うまでもない。しかし、小売業は、地域密着型の産業として消費者である地域住民との直接の接点を有するという特性があり、また大型店はその規模の故に期待される度合いも高いことから、大型店に対しては、とりわけ地域社会への貢献が期待されていることに留意すべきである。もちろん、この他にも省エネルギーの推進等の地球環境問題や消費者保護への対応等小売業と密接な関係を有する問題に対しての貢献が期待されていることは言うまでもない。

企業の社会的責任は、各企業自らがその具体的内容を判断すべき問題であるが、特に地域貢献の視点から、大型店に求められる社会的責任について合同会議としての見解を補足したい。具体的には、出店前の立地場所の選定に際し各種公的計画との整合性等を十分検討した上で決定すること、出店時において地域への貢献など今後の運営方針について広く情報を提供するよう努めること、出店後においても周辺地域への生活環境に配慮して必要な対応策を適時適切に実施することが期待される。また、仮に退店する事態に至った場合には、退店後の検討のための時間的な余裕が生まれるようできるだけ早期に顧客を含む地域社会に情報を提供することは高く評価されよう。あわせて、地域の核としてまちのにぎわいや交流の場を構築するための地域での活動に対しては、これに協力することも、地域社会から評価される課題の一つであろう。

もちろん、小売業が私的な経済活動の一つである以上、経済合理性を無視した対応を無原則に期待すべきではない。しかしながら、中長期的な視野に立って地域に根付いた大型店を目指すことが、地域密着型産業としての小売業が長期的に発展する基盤となることを改めて強調したい。

(5) その他、現行指針策定時の考え方について

平成11年5月31日に合同会議でとりまとめた「大規模小売店舗立地法第4条の指針(案)の策定に当たって」に盛り込まれている考え方について、現時点でも維持すべきものとして考慮したその他の事項についても、改めて以下に列記する。

①大店立地法の制定趣旨

大規模小売店舗立地法は、大型店に係る政策を抜本的に見直す中で、その政策趣旨・目的を従来のような店舗の大きさの差に着目して経済上の利益を調整することから、交通や騒音等の大型店周辺の生活環境の保持という社会的要請に応えることに転換することとし、それに必要なスキームを用意するために制定されたものである。したがって、大型店の出店による既存中小商業者への商業上の影響を理由に大型店の出店を調整するという考え方は大規模小売店舗立地法の趣旨に反するものであり、かかる観点は指針改定案でも排除されている。

②立地の適否判断との関係

大規模小売店舗立地法は、土地利用規制(ゾーニング的手法)上立地が可能な地域への出店事案について、施設の配置及び運営方法に関し、その範囲で配慮を求めるものである。したがって、本法にかかる趣旨に基づき、立地の適否の判断に直接的にかかわるものについては、ゾーニング的手法で対応すべきであり、本指針の対象外として整理している。

③大型店の設置者の負担のあり方

指針で大型店設置者に対し法的に求め得る負担の内容と水準は、社会的にみて合理的とみ

なされるものでなければならない。

第一に、出店者に負担を求める事項はそうすることが妥当な事項に限られるということである。例えば、インフラの整備などは一義的には公共部門が対応すべき問題であり、また既に発生している渋滞や騒音等の問題の解消など出店者に責任を問うことが適当でないものがある。更に、上記（１）にも述べたとおり、本法が大型店だけを対象とし、その設置者にのみ特別の配慮を求めるものである点を勘案し、大型店以外の施設においても広く一般的に存在し、問題の濃淡に差の少ない事項については、他の施設の設置者に対して大型店の負担が均衡を失したものとしないよう、今回も指針の対象外とした。

第二は、仮に出店者が負担するとしても、その負担は社会的に見て合理的な水準でなければならないということである。もちろん何が合理的であるかという点は必ずしも自明でなく、ともすれば出店者はより低いレベルを、地域住民などはより高いレベルを求める傾向にある。本指針改定案のとりまとめに当たっても、専門的な知見と客観的なデータを活かしつつ水準を示すことに努めるとともに、提示された対応策については、一律にその全てを実施することを求めるのではなく、実態に即し合理的な選択と必要な組合せを考慮すべき旨定めている。

④関係法令間の調整

交通、騒音、廃棄物、その他指針で掲げた各分野において、既に何らかの規制法令は存在し、機能していることは周知のとおりである。このような規制法令と大規模小売店舗立地法との法的、実務的な整合性の確保は極めて重要な課題である。この問題については、関係法令間の観念的な仕分けをすることではなく、むしろ現場において関係法令による手続きが相互連携をもって整合的かつ合理的に運用されることが極めて重要である。

かかる点を踏まえ、引き続き、地方公共団体の関係部局間の十分な連絡・調整が極めて重要であるとともに、国レベルにおいても、こうした地方公共団体レベルでの連絡・調整が円滑に行われるよう、関係する省庁間で必要な対応をとっていくことが求められている旨今回の指針改定に当たっても再確認されたところである。

2. 今後の課題等について

（１）指針改定内容の普及等

今回の指針改定に伴い、法運用主体が運用体制を整備するため及び設置者が適切な対応策を検討するための準備期間を確保することが必要である。

以上の事情も勘案し、経済産業省においては、法運用主体や大型店設置者など関係者に改定内容を十分に周知するとともに、改定された指針を適用するために必要な準備期間を確保するよう配慮されたい。

（２）指針改定に伴う今後の作業

指針の改定への意見とあわせて、大規模小売店舗立地法に関する提出書類等に関し、その内容等を増加すべきという意見と緩和すべきという意見が共に提出されている。この問題については、法律の手続きの実効性を確保する必要性と、届出者である大型店設置者の過重な負担とならないことへの配慮とのバランスを十分考慮した上で、現行及び指針改定後の運用状況などを注視しつつ、経済産業省において継続的に検討を進めることが適当である。

また、今回の指針の見直しは、冒頭に述べたとおり、指針策定時の合同会議の答申などに従い、法律の施行後５年以内に行うべきとの要請を踏まえて実施したものである。しかしながら、今後の指針の改定に当たっては、指針策定時と異なり既に一定の運用の蓄積がなされていること、指針で取り扱う分野が多岐・多様であり分野毎に逐次技術的・専門的な進展が見込まれること、大型店に対する社会的な要請の質的・量的なレベルに変化が生じ得ることなども踏まえ、技術的・専門的な進展や社会的な要請の変化に応じた弾力的な対応が望ましい。また、今後、法運用主体の地域の基準などについての進展も見込まれることも考慮する

と、今後の見直しにあたっては、一定の目標期限を定めて全面的な見直しを検討するのではなく、法運用主体や大型店設置者の協力の下、専門家を中心として、継続的に指針の運用状況や関連動向等を検証しながら弾力的に指針改定の必要性を検討していくことが適当である。

(3) まちづくりのあり方

大規模小売店舗立地法は、いわゆるまちづくり三法の一つとして、まちづくりの一翼を担っているものである。しかしながら、まちづくりという言葉が、都市の構造そのものから地域の文化や周辺的生活環境までの広範な概念を含んでいるため、ヒアリングなどの過程においては、地域との共生によるまちづくりの重要性、小売業のみならず他の集客施設に対する対策の勧奨といった、まちづくり施策全体の中で検討を進めることが適当であるとの意見や要望も提示されたところである。合同会議としても、よりよい地域社会を実現するためには、このような課題を含め、さらに多くの取組みを検討すべき必要性があるとの認識で一致した。

まちづくり全般に関連する問題は、大型店を含む小売業者のみならず、地域住民、地方公共団体、他の事業者などを含め多方面の関係者が一体となって解決すべき問題であるとともに、まちづくりに関連する法令や支援施策などとの整合性を踏まえた検討が必要である。現在本合同会議においてはまちづくり三法関連施策の評価・検討が同時並行で進められているところであり、指針見直しに当たって提起されたまちづくり施策全般と関わりの深い問題についても引き続き検討を進めることとし、夏までには方向性についてとりまとめを行うこととしたい。

さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に係る大規模小売店舗の新設、変更等の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第3条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

(計画概要書)

第4条 市は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出者に対し、必要に応じて、届出に先立って計画概要書の提出を求めるものとする。

2 前項の計画概要書は、別に定める記載例を参考にして作成するものとする。

3 第1項の計画概要書の提出先及び提出部数は、次の各号のとおりとする。

(1) 市へ13部提出する。ただし、当該届出に係る関係する周辺の市（以下「関係市」という。）が複数あるときは、その市の数が増すごとに1部、大規模小売店舗及びその付属施設の敷地と接する公道の道路管理者（以下「関係する道路管理者」という。）の数が増すごとに1部追加する。

(2) 市は、当該届出に係る関係市へ1部送付する。

(3) 市は、当該届出に係る関係する道路管理者へ1部送付する。

(4) 届出者は、あわせて計画概要書の内容を記録した電磁的記録を1部提出する。

4 関係市とは、当該届出に係る店舗から半径500mの範囲にある市をいう。ただし、地域の実情を勘案し、市が必要であると認める場合には、関係市の範囲を広げることができる。

(交通協議の実施)

第5条 市は、計画概要書が提出されたときは、交通協議を実施し、埼玉県警及び関係する道路管理者等へ交通協議の協力を求めるものとする。

2 市は、交通協議の実施に際し、届出者に対し、関係行政機関との個別協議や必要なデータの収集、作成を求めるものとする。

(動的交通シミュレーションの実施)

第6条 市は、届出者に対し、原則として店舗面積が10,000㎡以上の店舗を新設する場合で必要と認められる場合、またはその他必要と認められる場合は、動的交通シミュレーションの交通予測を求めるものとする。

(新設、変更等の届出)

第7条 次の各号に掲げる届出に係る届出書及び書類の提出部数は、19部とする。ただし、関係市の数が増すごとに1部、当該届出に係る店舗から半径500mの範囲にある市を所管する関係商工会等（以下「関係商工会等」という。）及び関係する道路管理者の数が増すごとに1部追加する。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第5条第2項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む）の書類

2 次の各号に掲げる届出又は通知に係る届出書又は通知書の提出部数は、4部とする。ただし、関係市及び関係商工会等の数が増すごとに1部追加する。

(1) 法第6条第1項の規定による届出

(2) 法第6条第5項の規定による届出

(3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知

(4) 法第9条第4項の規定による届出

3 次の各号に掲げる届出に係る届出書の提出部数は、10部とする。ただし、軽微変更又は説明会を掲示に代える規定を適用する場合を除き、関係市及び関係商工会等の数が増すごとに1部追加する。

(1) 法第6条第2項の規定による届出

(2) 法附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出

4 法第11条第3項の規定による届出に係る届出書の提出部数は、3部とする。

5 前各項の届出書等の送付先及び送付部数は、次の各号のとおりとする。

(1) 市は、第1項及び第3項の届出に係る届出書及び書類が提出されたときは、関係市及び当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する区を所管する区役所（以下「所管する区役所」という。）へ各1部、さいたま商工会議所及び関係商工会等へ各1部送付する。

(2) 市は、第2項の届出又は通知に係る届出書又は通知書が提出されたときは、所管する区役所へ1部送付する。

6 届出者は、あわせて第1項から第4項の各号に掲げる届出書及び書類の内容を記録した電磁的記録を1部提出する。

(届出等の公告)

第8条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、さいたま市広告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(届出等の縦覧)

第9条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧は、経済局商工観光部商業振興課及び所管する区役所において行うものとする。

2 市は、前項のほか、必要と認める方法により縦覧を行うことができる。

3 前2項の縦覧できる日及び時間は、前2項の施設の開庁日及び開庁時間内とする。

(軽微な変更の通知)

第10条 市は、届出者から提出された軽微変更適用願（様式第1）に基づき、施行規則第8条で定める軽微な変更該当するかを審査し、その可否を決定し、届出者に通知するものとする。

(説明会の開催回数)

第11条 法第7条第1項の規定による説明会の開催については原則1回とし、施行規則第11条第1項ただし書きにより市が必要と認める場合の開催回数は、次のとおりとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が10,000㎡以上のもの 2回

(2) 法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、当該大規模小売店舗の営業時間又は荷さばきを行う時間帯が22時から翌6時までの時間帯に及ぶとき 2回

(3) 前2号のほか、特に市が必要と認めた場合には、3回を上限として、市長が指定する回数

2 市は、前項第3号の説明会の回数を指定した場合には、その旨を届出者へ通知するものとする。

(説明会を掲示に代える場合)

第12条 市は、施行規則第11条第2項に基づき、届出者から提出された説明会免除適用願（様式第2）の申請内容を審査し、その可否を決定し、届出者に通知するものとする。

2 施行規則第11条第2項の規定による掲示は、様式第3により、届出書が縦覧されている期間行うものとする。

(説明会の開催の公告)

第13条 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告の範囲は、次のとおりとする。ただし、市において地域の実情を勘案し、必要があると認める場合には、説明会の開催の公告の範囲を拡げることができる。また、説明会の開催の公告の範囲のうち、さいたま市以

外の地域については、関係市と協議の上、決定するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が10,000㎡未満のもの、又は、法附則第5条第1項及び法第6条第2項の届出に係る説明会の場合は、当該大規模小売店舗を中心とする半径500mの区域
 - (2) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が10,000㎡以上のものは、当該大規模小売店舗を中心とする半径1kmの地域
- 2 前項の規定により公告する事項として市は、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を求めるものとする。
- (1) 当該大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (4) 開店時刻及び閉店時刻
- 3 第1項の規定による公告の方法については、時事に関する事項を掲載する3紙以上の日刊新聞への折り込みチラシ、ポスティング（業者委託による全戸配布）の方法又は市が適切と認める方法とする。

（説明会を開催することができないと認める場合）

第14条 市は、説明会開催者がその責めに帰することができない事由で法第7条第2項の規定の説明会を開催することができない場合には、説明会開催不能報告書（様式第4）の提出を求めるものとする。

- 2 市は、前項の報告書を受け、施行規則第13条第1項の事由に該当すると認めるときは、その旨を説明会開催者に通知するものとする。

（説明会実施状況報告書の提出）

第15条 市は、説明会が開催された場合（施行規則第11条第2項の規定による掲示及び法第7条第4項の規定による周知を行った場合を含む。）、説明会開催者に対してすみやかに説明会実施状況報告書（様式第5）の提出を求めるものとする。

- 2 市は、施行規則第11条第2項の規定による掲示が行われた場合、届出者に対して、すみやかに説明会を掲示に代えた報告書（様式第6）の提出を求めるものとする。

（意見書の提出）

第16条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとするときは、原則として様式第7により、経済局商工観光部商業振興課に提出するものとする。

（意見書の公告及び縦覧）

第17条 市は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わない場合がある。

（市の意見）

第18条 市は、法第8条第4項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない場合、その旨を届出者に通知するものとする。

（市の意見に対する添付書類の事項のみの変更）

第19条 法第8条第4項の規定により意見が述べられた場合で、施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更通知書（様式第8）により、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、法第8条第7項の通知とみなす。

（市の意見に対して変更しない旨の通知）

第20条 法第8条第7項の通知（第19条の規定による通知を除く。以下この条において同じ。）は、届出事項を変更しない旨の通知書（様式第9）により行うものとする。

- 2 市は、前項の通知を行おうとするものに対し、前項の通知に、届出事項の変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを証する資料を添付するよう求めるものとする。

（市の勧告）

第21条 市は、法第9条第1項の規定により勧告を行う場合又は勧告を行わない場合は、

その旨を届出者に通知するものとする。

(市の勧告に対する添付書類の事項のみの変更)

第22条 法第9条第1項の規定により勧告が行われた場合で、施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更届出書(様式第10)により、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を届出するものとする。

(市の勧告による変更の届出の期限)

第23条 市は、法第9条第1項の規定による勧告を行った場合、届出者に対して原則として勧告を行った日から2月以内に、法第9条第4項の届出(第22条の届出を含む。以下同じ。)を行うよう求めるものとする。

2 市は、前項の届出が届出者からの連絡なく、前項の規定による期間内に行われない場合、当該勧告に従わないものとみなすことができる。

(市の勧告を適正に反映している旨の通知)

第24条 市は、法第9条第4項の届出の内容が法第9条第1項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認められる場合、その旨を届出者に通知するものとする。

(公表)

第25条 法第9条第7項の規定による公表は、さいたま市広告式条例(平成13年さいたま市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、報道機関等への資料提供その他市が適当と認める方法により行うものとする。

2 法第9条第7項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 法第9条第1項の規定による勧告に係る届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

3 市は、法第9条第7項の規定による公表をするときは、その旨を届出者に通知するものとする。

(届出書の取り下げ)

第26条 法第5条第1項の届出を受理した店舗について、新規開店以前に出店計画をとり止める場合、市は、届出者に対して、届出取下書(様式第11)の提出を求めるものとする。

2 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出について、変更する日以前に変更計画をとり止める場合、市は、届出者に対して、届出取下書(様式第11)の提出を求めるものとする。

(その他)

第27条 法及びこの要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1（要綱第10条関係）

軽微変更適用願

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

下記の届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第8条の規定を適用し、軽微な変更として取り扱われますようご承認下さい。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 届出年月日
- 4 軽微な変更とする理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 2（要綱第 1 2 条第 1 項関係）

説明会開催免除適用願

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

下記の届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第 1 1 条第 2 項の規定を適用し、法第 7 条第 1 項の規定による説明会を届出等の要旨を掲示することにより行うものとする
ことをご承認下さい。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 届出年月日
- 4 説明会を開催する必要のない変更とする理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3 (要綱第 1 2 条第 2 項関係)

大規模小売店舗立地法施行規則第 1 1 条第 2 項の規定による掲示

項 目		内 容
大規模小売店舗立地法 第 条第 項の規定 による届出年月日		年 月 日
大規模小売店舗の 建物設置者		
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
変更しようとする事項	変更前	
	変更後	
変更の年月日		
変更する理由		

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 3 (297mm×420mm) 以上とする。

様式第4（要綱第14条第1項関係）

説明会開催不能報告書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催することのできない事由

天災，交通の途絶その他の不測の事態によるもの（施行規則第13条第1項第1号）
（具体的な事由）

説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（施行規則第13条第1項第2号）
（具体的な事由）

- （備考）
- 1 説明会を開催することのできない事由については，該当する項目の□に印をつけてください。
 - 2 この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。

様式第5（要綱第15条第1項関係）

説明会実施状況報告書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

項 目		内 容
大規模小売店舗立地法 第 条第 項の規定 による届出年月日		年 月 日
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
説明会の周知方法		
第1回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	開催場所	
	説明者	
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に 対する応答	
第2回 説明会	(同 上)	
第3回 説明会	(同 上)	
その他		

- (備考) 1 各回の説明会の公告の写し、チラシ等の配布証明の写しを添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 6（要綱第 15 条第 2 項関係）

説明会を掲示に代えた報告書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出年月日
- 3 掲示の場所及び期間

（備考）1 掲示（様式第 3）の写し及び掲示をしていることが分かる写真を添付すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

意 見 書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は団体名及
び団体にあつては
その代表者の氏名 _____

住所又は団体にあ
つてはその所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

なお、裏面の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて>（この面）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市経済局商工観光部商業振興課

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

意 見 書

意見提出者の氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名	(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、氏名等をお書きください。)
意見提出者の住所又は団体にあつてはその所在地	(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、住所等をお書きください。)

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項	
意見の内容	

様式第 8（要綱第 19 条第 1 項関係）

添付書類変更通知書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第 19 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第9（要綱第20条第1項関係）

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による、さいたま市の意見に基づく届出事項の変更はしないので、同法第8条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由及び届出事項を変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができる理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 10 (要綱第 22 条関係)

添付書類変更届出書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

さいたま市大規模小売店舗立地法事務処理要綱第 22 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 1 1 (要綱第 2 6 条関係)

届出取下書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく届出 (年 月 日届出、
受理番号) について、下記の理由により取り下げします。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取り下げの理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

計画概要書について

※計画概要書については、今後、検討を重ね、変更することがあります。

1 計画概要書とは

計画概要書は、立地法の手続きに載せるための交通協議の資料になります。計画概要書は、法第5条第1項の新設届及び変更届のうち、大規模な増床を行う場合など周辺環境に大きな影響が生じる場合に提出をお願いしています。

2 計画概要書の構成

計画概要書は、「計画概要書」及び「届出書案（届出事項・図面）」により構成するものとします。（次ページ参照）

3 記載方法

記載例は、店舗を新設する場合のものであるので、法第6条第2項、附則第5条1項及び同上第3項に基づく変更届出の場合は、「変更届出書案」とします。

4 計画概要書の提出部数等

提出部数は原則次のとおりとし、大規模小売店舗及びその付属施設の敷地が複数の市にまたがる場合は、必要数の追加をお願いします。

市（関係各課含む）	警察	計
1 1	2	1 3部以上

計画概要書の構成

交通予測に関する資料
届出書案（届出事項・図面）
令和 年 月 日
計画概要書（計画概要・関連図面）
建物設置者
氏名又は名称
代表者氏名
住 所
連 絡 先
(担当者名)
核テナント
氏名又は名称
代表者氏名
住 所
連 絡 先
(担当者名)
手続担当
氏名又は名称
代表者氏名
住 所
連 絡 先
(担当者名)
大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地

A 4（図面はA 3）で作成届出書、添付書類にページを。図面にも、番号等の表示を。

【 計画概要書 】

1 計画の趣旨
計画の内容

2 土地の概要 ※ 分散駐車場を除く。

ア 敷地面積

イ 都市計画法に基づく都市計画区域の区分

ウ 用途地域

エ その他、建築にあたって法令上の制限等

※ 都市計画法に基づく開発許可が必要な場合などは、その手続き状況を記載

オ 不動産登記法施行令第3条に基づく地目及び現況

3 建物の概要

ア 建物の構造

※ 2棟以上に分かれる場合には、それぞれについて記載してください。

イ 建物面積の内訳

〈記載例〉

	1 階	2 階	3 階		合 計
店舗面積計					
事業用面積(注)					
施設面積					
延床面積					

※ 飲食店、事務所など店舗以外の用途について具体的に記載してください。

※ 2棟以上に分かれる場合には、建物ごとの面積表も作成してください。

4 建物に関する図面等

① 広域見取図

② 周辺見取図

③ 建物配置図

④ 各階平面図

⑤ 立面図

⑥ 求積図及び求積表

【 届出書 案 】

様式第1 (第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

大規模小売店舗届出書 (案)

令和 年 月 日

さいたま市長 様

名 称 株式会社〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
住 所 さいたま市〇区〇〇町〇丁目〇番地
※ 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称を記載する。法人にあっては代表者の役職、氏名も記載する。
※ 住所又は所在地の記載は、政令指定都市は市名から、それ以外は県名から記載する。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇△△店

さいたま市〇区〇〇町〇丁目〇番 外〇筆

※ 建物名称は、設置後予定している名称を記載する。仮称の場合は、名称が確定次第、法第6条第1項により名称を届け出ること。

※ 所在地は、計画地の土地登記簿上の地番及び筆数を記載する。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	
株式会社〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇番地
△△ △△	—	さいたま市〇区〇町〇番地

※ すべての小売業者を記載する。未定の小売業者が混在する場合でも、店舗面積が1,000㎡を超える小売業者は記載する。住所は、政令指定都市は市名から、それ以外は県名から記載する。その他の小売業者が未定の場合は、「外は未定」とする。

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 年 月 日

※ 届出日から8月を超える日とする。当該店舗の開店予定日を記載する。
※ 小売業者ごとに開店の日が異なる場合は、一番早い日を記載する。

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
〇, 〇〇〇㎡

※ 物販の売場に供する部分のみの面積を記載する（小数点以下四捨五入）。

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数	備 考
店舗東側平面駐車場	40台	図面No.〇
店舗屋上駐車場	30台	図面No.〇
計	70台	

※ 駐車場の分散確保をする場合は、それぞれの駐車場について記載する。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数	備 考
店舗東側駐輪場	〇〇台	図面No.〇
店舗南側駐輪場	〇〇台	図面No.〇
計	〇〇台	

※ 駐輪場の分散確保をする場合は、それぞれの駐輪場について記載する。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積	備 考
店舗西側荷さばき施設	〇〇㎡	図面No.〇
店舗北側荷さばき施設	〇〇㎡	図面No.〇
計	〇〇㎡	小数点以下四捨五入

※ 荷さばき施設の分散確保をする場合は、それぞれの荷さばき施設について記載する。
この場合において、小売業者ごとに荷さばき施設を使い分ける場合は、備考欄にその旨記載する。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量	備 考
店舗西側廃棄物保管施設①	〇〇m ³	紙製廃棄物等 (図面No.〇)
店舗西側廃棄物保管施設②	〇〇m ³	金属製廃棄物等 (図面No.〇)
店舗西側廃棄物保管施設③	〇〇m ³	ガラス製廃棄物等 (図面No.〇)
店舗西側廃棄物保管施設④	〇〇m ³	プラスチック製廃棄物等 (図面No.〇)
店舗西側廃棄物保管施設⑤	〇〇m ³	生ごみ等 (図面No.〇)
店舗西側廃棄物保管施設⑥	〇〇m ³	その他可燃性廃棄物等 (図面No.〇)
計	〇〇m ³	小数点以下四捨五入

※ 廃棄物等の保管施設の分散確保をする場合は、それぞれの廃棄物等保管施設について記載する。また、廃棄物等の種類ごとに記載する。

※ 廃棄物等の保管施設の分散確保をする場合で、小売業者ごとに施設を使い分ける場合は、その旨備考欄に記載する。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社〇〇〇	午前〇時〇〇分	午後〇時〇〇分	
△△ △△△	午前〇時〇〇分	午後〇時〇〇分	(年〇日は、午前△時△△分開店、午後□時□□分閉店)

※ 小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載する。

※ 年間何日か営業時間が異なる場合は、備考欄に記載する。

※ 24時間営業を行う場合は、「24時間営業」と記載する。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	駐車可能時間帯
店舗東側平面駐車場	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分
店舗屋上駐車場	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分 (年〇日は午前△時△△分～午後〇時〇〇分)

※ 駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載する。

※ 年間何日か駐車可能時間帯が異なる場合は、その旨記載する。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	位 置
店舗前駐車場 入口	〇箇所	入口 A、入口 B (図面No.〇)
店舗前駐車場 出口	〇箇所	出口 C、出口 D (図面No.〇)
隔地駐車場 出入口	〇箇所	出入口 E (図面No.〇)
計	〇箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗西側荷さばき施設	午前〇時〇〇分～午後〇時〇〇分
店舗北側荷さばき施設	午前△時△△分～午後〇時〇〇分

※ 荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載する。

※ 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設、駐車場の自動車出入口の位置を示す図面については、建物配置図、平面図、立面図、騒音発生源の位置、騒音の予測地点を示す図面と兼用できます。

届出書について

1. 届出書の構成

届出書は、「届出書（届出事項・図面）」、「規則第4条に基づく添付書類」、「指針に基づく配慮事項」及び「添付資料等（交通調査、騒音予測調査など）」により構成するものとします。（次ページ参照）

2. 記載方法

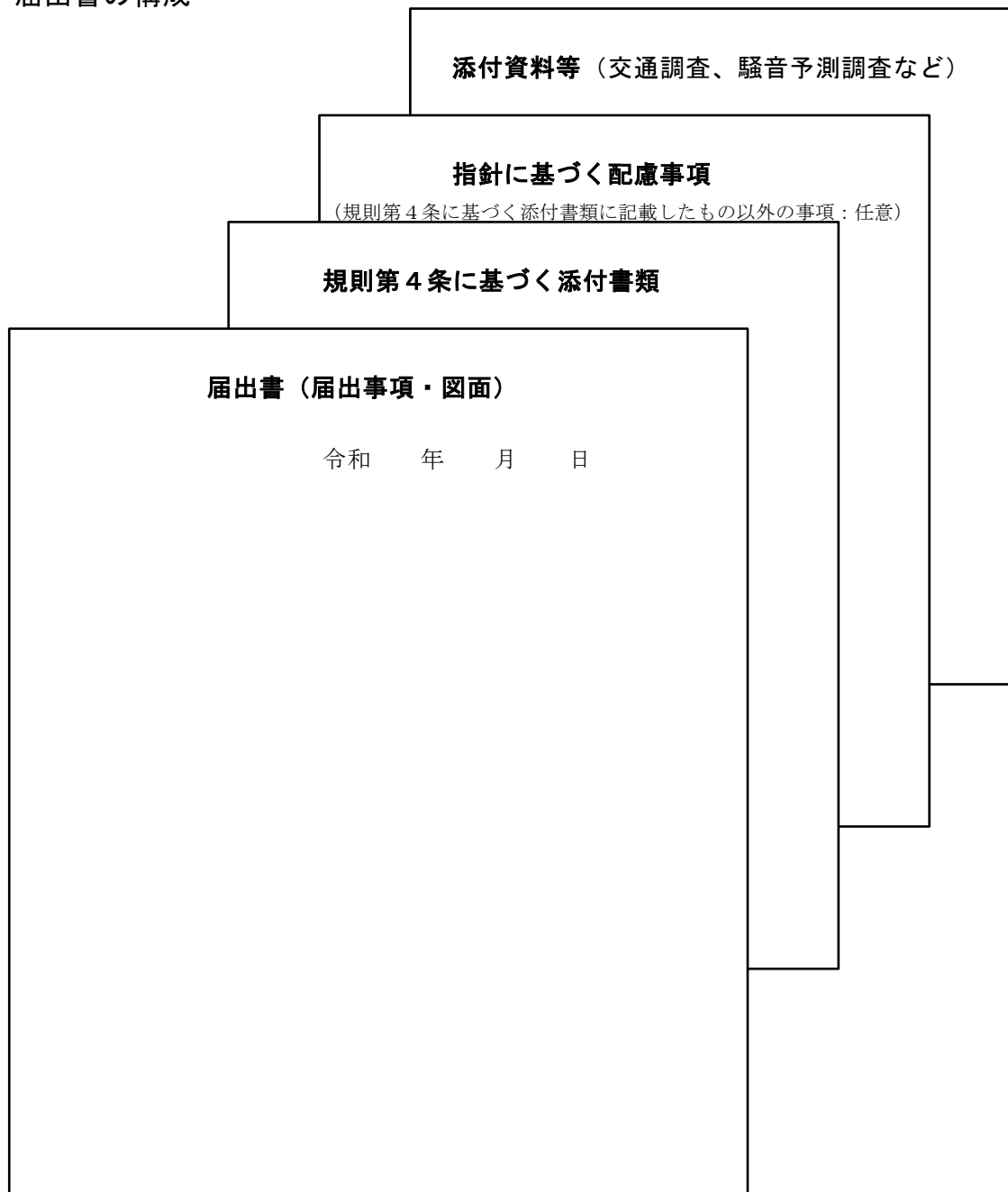
記載例は、法第5条第1項の店舗を新設する場合のものになります。

3. 届出書の提出部数等

大店立地法に規定する届出、通知及び書類の提出部数は、次のとおりとします。

	市	区役所	商工 会議所	県警 本部	庁内 関係課	審議会	計
5条1項の届出及び同条2項の書類	4	1	1	1	10	2	19部
6条1項の届出	3	1					4部
6条2項の届出	3	1	1		3	2	10部
8条7項の届出又は通知	3	1					4部
9条4項の届出	3	1					4部
附則5条1項及び同条3項の届出	3	1	1		3	2	10部
6条5項の届出	3	1					4部
11条3項の届出	3						3部

届出書の構成



- * A4で作成
届出書、添付書類にページを。
図面にも、番号等の表示を。

[大規模小売店舗立地法に基づく添付書類]

1 法人にあってはその登記事項証明書（規則第4条第1項第1号）

（別添）

- ※ 個人にあっては必要に応じて住民票の写しを添付
- ※ 正本以外はコピーで可

2 主として販売する物品の種類（規則第4条第1項第2号）

小売業者	主として販売する物品
株式会社〇〇	食料品
△△ △△	本・CD・DVD

- ※ 小売業者が未定の場合でも、主として販売する物品が決まっている場合は、小売業者名を「未定」とした上で主として販売する物品を記載する。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（規則第4条第1項第3号）

- (1) 広域見取図-----図-○参照
- (2) 周辺見取図-----図-○参照
- (3) 建物配置図-----図-○参照
- (4) 各階平面図-----図-○～○参照
- (5) 立面図-----図-○参照
- (6) 求積図及び求積表-----図-○参照

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第4号）

(1) 指針の運用基準による必要駐車台数計算式（端数処理 四捨五入）

事 項 等	各事項算出のための計算式等
行政人口	人 直近住民基本台帳人口
地区の区分	商業地区 ・ その他地区
S：店舗面積	千㎡ 小数点第3位
A：店舗面積当たり日来店客数 原単位	人/千㎡
B：ピーク率	14.4% 指針値
L：駅からの距離	m 駅名
C：自動車分担率	%
D：平均乗車人員	人/台
E：平均駐車時間係数	
F：必要駐車台数(指針台数)	台 $A \times S \times B \times C \div D \times E$
G：届出駐車台数(収容台数)	台
*複合施設の場合や従業員等	

※ Lには、改札口からの距離を記載する。

※ 駐車場を店舗の来客者以外の者(複合施設の場合や従業員等)が利用する場合は、その利用台数を算出し、駐車場全体の収容台数を記載する。

(s：併設施設の面積の合計) (端数処理：四捨五入)

s	㎡
S：大規模小売店舗の店舗面積×0.2	㎡

※ $s > S \times 0.2$ の場合は、併設施設の駐車場を別途考慮する。

※ なお、併設施設の中に、併設施設のみへの来客が大きい施設がある場合又は増設によりそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数を考慮する。

併設施設の必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	
小売店舗及び併設施設の必要駐車台数の計	台

(2) 特別な事情による駐車台数の算出

※ 指針による計算式によらない場合にのみ記載する。特別な事情の説明・算出根拠は詳細に記載する。

特別な事情の説明	
必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

なお、開店後に駐車場が不足する場合には、誠意を持って迅速に対応いたします。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
(規則第4条第1項第5号)

(1) 駐車場出入口における入庫処理能力

店舗面積から想定される商圈及び周辺の人口集積の状況から、来客の自動車の方向別台数は、別添〇〇調査結果報告書〇〇ページのとおりと予測され、県道〇〇号線に面した出入口Aにおいて、ピーク時で〇〇台、市道〇〇号線に面した出入口Bにおいて、ピーク時で〇〇台の入庫車両が想定されます。

各出入口には、発券ブース・ゲートを設置しますが、1時間当たりの処理台数は、〇〇台であることから、入庫車両による待ち行列は発生しない見込みです。

また、発券ブース・ゲートから公道までの間に〇〇mの駐車待ちスペースを確保していることから、一時的な入庫自動車の集中にも対処可能です。

○駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	1時間当たり 入庫処理能力	ピーク1時間に想定 される来客の自動車台数
入口A（図面No.○）	台	台
入口B（図面No.○）	台	台
出入口E（図面No.○）	台	台

※ 自走式で発券ブース等のない駐車場については記載の必要はない。

※ 1時間当たり入庫処理能力＝60分÷（メーカーから提供される1台当たりの処理時間（分）＋乗客の乗降時間（分））×発券ブース等の台数（1つの入口で発券ブースが複数台設置されている場合）

○敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ち スペース の有無	実際に用意 する駐車待 ちスペース	発券ブース の有無	必要駐車待ち スペース		スペース「無」 の場合
				長さ	算出根拠	その理由・対策
入口A	有・無	m	有・無	m		
入口B	有・無	m	有・無	m		
出入口E	有・無	m	有・無	m		

※ 必要駐車待ちスペース＝（当該入口の1分当たりの来台数×1.6m－当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数）×6m（平均車頭間隔）

(2) 左折入庫の徹底及び歩行者等の安全確保

前述した入庫車両の想定に当たっては、県道○○号線からの駐車場への右折入庫を避けるために、○○交差点方面からの来客自動車については、右折車線のある○○交差点で右折し、市道○○号線に面した入口○から入庫するよう誘導するとともに、県道○○号線に面した出入口○に交通整理員を配置し、右折入庫の排除を徹底することとします。

また、県道○○号線は、歩行者、自転車の通行量も多いことから、交通整理員の配置により、来客自動車の入出庫の際の歩行者等の安全を確保します。

(3) 周辺の交差点等への影響

県道○○号線は、朝、夕の交通量が多いが、店舗に近接する○○交差点、△△交差点における交通量を予測した結果、来客のピーク時及び来客自動車を含めた道路交通のピーク時とも影響は許容範囲内であり、渋滞の発生は予測されません。

(4) 住宅地への騒音の配慮

駐車場外周部には緑地を設け、駐車場における自動車騒音の軽減に配慮します。

また、駐車場内に徐行及びアイドリングストップの呼びかけ等を掲示により行い、自動車騒音の軽減に配慮します。

※ 予測エリアは、経路予定となる交差点で交通量の影響のある交差点とする。予測地点を示した図面を作成する。

※ 予測時間帯は、原則開店から閉店までの時間帯とその前後1時間とし、1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて方向別に予測する。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（規則第4条第1項第6号）

(1) 案内経路を表示した図面 図面No.○

(2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容
案内表示の設置	看板等の設置場所、内容等（図面No.○）
ちらし等の配付	配付方法、内容等
その他	

(3) 交通整理員の配置

項目	具体的な内容
配置場所	
配置時間	
人数	

※具体的に記載し、必要に応じて図面に記載すること。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯（規則第4条第1項第7号）

(1) 荷さばき施設の構造等

同時作業の可能な台数		待機スペースの有無	防音等の設備及び対応策
想定する車両の大きさ	台数		
○t・○t車 最大:(L)○m×(W)○m×(H)○m		有・無	・遮音壁を○○に設置 ・半屋内化等

※荷さばき施設が複数ある場合は、荷さばき施設ごとに記載する。

(2) 搬入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬入車両の出入口の数	専用出入口「無」の場合の対応等
有・無	出入口○○箇所	

※荷さばき施設が複数ある場合は、荷さばき施設ごとに記載する。

(3) 荷さばき車両及び廃棄物車両の搬出入計画

搬出入時間帯	荷さばき車両			廃棄物 収集 車両	合計	平均的処理時間			延べ荷さ ばき処理 時間
	○ t 車	○ t 車	計			荷さば き車両 ○ t 車	荷さば き車両 ○ t 車	廃棄物 収集 車両	
○時台	台	台	台	台	台	○分	○分	○分	分
○時台	台	台	台	台	台				分
○時台	台	台	台	台	台				分
○時台	台	台	台	台	台				分
○時台	台	台	台	台	台				分
計	台	台	台	台	台				分
ピーク時の搬 出入車両台数 (時台)	台	台	台	台	台				分

○時台において荷さばき車両○台・廃棄物収集車両○台が来ますが、敷地内に十分な車両回転スペース及び待機待ちスペースを設けており、また、延べ荷さばき処理時間が○○分であるのに対し同時作業可能台数が○台であることから、スムーズな対応が図れるものと考えております。

荷さばき車両の運行は、左折による入出庫とし、出入り及び場内通行の際には、誘導員(従業員)により歩行者等の安全確保に努めます。

- ※ 車両台数は、荷さばき可能時間帯全時間にわたり、1時間ごと、車種及び大きさごとに記載する。
- ※ 荷さばき施設が複数ある場合は、それぞれの荷さばき施設ごとに表を作成し記載する。
- ※ 併設施設の荷さばきが行われることが見込まれる場合は、それについても記載する。
- ※ 通学路に該当する場合、通学時間帯(7:30~8:30)を避けた搬出入計画とすること。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面(規則第4条第1項第8号)

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有・無	m	mm		図面No.○
	m	mm		図面No.○

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面（規則第4条第1項第9号）

設備機器一覧表

機器番号	機器の種類	機器名称	基準距離の騒音レベル (dB)	設置高さ (m)	根拠	稼動時間帯	場所	設置位置図
1	冷凍室外機	〇〇-〇〇	〇〇	〇〇	メーカー値	〇時〇分～〇時〇分	〇階	〇〇図
2	空調室外機	〇〇-〇〇	〇〇	〇〇	メーカー値	〇時〇分～〇時〇分	〇階	〇〇図
3	空調室外機	〇〇-〇〇	〇〇	〇〇	メーカー値	〇時〇分～〇時〇分	〇階	〇〇図
4	空調室外機	〇〇-〇〇	〇〇	〇〇	メーカー値	〇時〇分～〇時〇分	〇階	〇〇図
5	給排気口	〇〇-〇〇	〇〇	〇〇	メーカー値	〇時〇分～〇時〇分	〇階	〇〇図
6	給排気口	〇〇-〇〇	〇〇	〇〇	メーカー値	〇時〇分～〇時〇分	〇階	〇〇図
7	キュービクル	〇〇-〇〇	〇〇	〇〇	メーカー値	〇時〇分～〇時〇分	〇階	〇〇図

※ 冷却塔、室外機、送風機以外で設備機器を設置する場合にも具体的な機器名を挙げて記載する。

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第10号）

〈記載例〉

〈昼間〉

騒音発生源		発生源の高さ (m)	騒音継続時間 または 騒音発生回数	基準距離の騒音レベル等		予測地点までの距離 (各地点からの距離) (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
				レベル (dB)	根拠	A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音	冷却塔													
	室外機													
	給排気口													
変動騒音	来客車両走行音													
	荷さばきアイドリング													
	荷さばき後進ブザー													
	廃棄物収集作業 BGM等													
衝撃騒音	荷さばき荷下ろし音													
	荷さばき台車走行音													
各予測地点における昼間（午前6時～午後10時）の等価騒音レベル			各予測地点における騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値											
A地点		d B	地域類型						基準値				d B	
B地点		d B	地域類型						基準値				d B	
C地点		d B	地域類型						基準値				d B	
D地点		d B	地域類型						基準値				d B	

〈夜間〉

騒音発生源		発生源の高さ (m)	騒音継続時間 または 騒音発生回数	基準距離の騒音レベル等		予測地点までの距離 (各地点からの距離) (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
				レベル (dB)	根拠	A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音	冷却塔													
	室外機													
	給排気口													
変動騒音	来客車両走行音													
	荷さばきアイドリング													
	荷さばき後進ブザー													
	廃棄物収集作業 BGM等													
衝撃騒音	荷さばき荷下ろし音													
	荷さばき台車走行音													
各予測地点における夜間（午後10時～午前6時）の等価騒音レベル			各予測地点における騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値											
A地点		d B	地域類型						基準値				d B	
B地点		d B	地域類型						基準値				d B	
C地点		d B	地域類型						基準値				d B	
D地点		d B	地域類型						基準値				d B	

※ 騒音予測地点は、建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外とし、発生源と予測地点の関係がわかるよう別添図面に各地点を記載してください。また、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住居における騒音についても予測してください。

※ 予測結果は、小数点以下を四捨五入して整数表示とする。

(1) 予測地点の選定理由

予測地点A～Dは、店舗建物及び隔地駐車場それぞれの周囲4方向において最も騒音の影響を受けやすい保全対象(住居)側の敷地境界線とし、予測高さは、騒音の影響を最も受けやすい高さとししました。

方向	予測地点	高さ(m)	選定理由
東側	A	〇〇m	駐車場出入口〇による影響が大きい地点1階民家位置
南側	B	〇〇m	来客車両走行音による影響が大きい地点1階民家位置
西側	C	〇〇m	荷さばき作業音等による影響が大きい地点2階民家位置
北側	D	〇〇m	室外機等による影響が大きい地点3階マンション位置

(2) 予測結果について

予測地点	地域類型	昼間(6:00～22:00)		夜間(22:00～6:00)	
		予測結果(dB)	基準値(dB)	予測結果(dB)	基準値(dB)
A	B類型(第二種住居地域)		55		45
B	B類型(第二種住居地域)		55		45
C	C類型(近隣商業地域)		60		50
D	C類型(近隣商業地域)		60		50

※ 予測結果は、小数点以下を四捨五入して整数表示とする。

(3) 評価について

全予測地点において、昼間・夜間とも全て環境基準値以下となります。

将来、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合は、迅速に誠意を持って対応いたします。

※ 別添添付資料

基準距離における騒音レベルの根拠や、距離・回折減等による騒音の予測計算式など騒音予測結果が具体的に検証できるように添付してください。

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第11号）

※ 夜間に騒音が発生する場合に記載する。

〈記載例〉 夜間（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音

騒音発生源	発生源の 高さ (m)	騒音継続時間 または 騒音発生回数	基準距離の 騒音レベル等		予測地点までの 距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
			レベル (dB)	根拠	a	b	c	d	a	b	c	d	
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	来客車両走行音												
	同上												
	同上												
	同上												
	荷さばきアイドリング												
	荷さばき後進ブザー												
	廃棄物収集作業 BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷下ろし音												
	荷さばき台車走行音												
各予測地点における夜間（午後10時～午前6時）の騒音レベルの最大値		各予測地点における騒音規制法における夜間の規制基準値に基づく当該店地の地域の類型及び基準値											
a地点	〇〇dB	第2種区域（第二種住居地域）				規制基準値				45dB			
b地点	dB	第 種区域（ ）				規制基準値				dB			
c地点	dB	第 種区域（ ）				規制基準値				dB			
d地点	dB	第 種区域（ ）				規制基準値				dB			

※ 1. 騒音予測地点は、大規模小売店舗の敷地の境界線とし、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行い、発生源と予測地点の関係がわかるよう別添図面に各地点を記載してください。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測してください。

2. 冷却塔が2ヶ所に設置されているなど騒音発生源が複数箇所ある場合には、それぞれの騒音発生源ごとの騒音予測を行ってください。

3. 自動車走行音については、必ず駐車場の出入口を含めて、各方向の騒音予測を行ってください。

※ 予測結果は、小数点以下を四捨五入して整数表示とする。

(1) 予測地点の選定理由

予測地点 a～d は、店舗建物及び隔地駐車場それぞれの周囲 4 方向において最も騒音の影響を受けやすい店舗側の敷地境界線とし、予測高さは、騒音の影響を最も受けやすい音源の高さとしました。

方向	予測地点	高さ (m)	選定理由
東側	a	〇〇m	駐車場出入口〇による影響が大きい地点の店舗側敷地境界
南側	b	〇〇m	来客車両走行音〇による影響が大きい地点の店舗側敷地境界
西側	c	〇〇m	荷さばき作業音〇による影響が大きい地点の店舗側敷地境界
北側	d	〇〇m	冷凍機室外機〇による影響が大きい地点の店舗側敷地境界

(2) 予測結果について

店舗敷地境界地点における規制基準値を超過する音源

騒音発生源	敷地境界地点			保全対象側地点			直近住居地点		
	予測地点	騒音レベル (dB)	規制基準値 (dB)	予測地点	騒音レベル (dB)	規制基準値 (dB)	予測地点	騒音レベル (dB)	規制基準値 (dB)
駐車場出入口〇	〇			〇'			〇”		
来客車両走行音〇	〇			〇'			〇”		
来客車両走行音〇	〇			〇'			〇”		

※ 店舗敷地境界地点で規制基準値を超過する音源がある場合、保全対象側敷地境界で再予測を行う。保全対象側敷地境界においても規制基準値を超過する場合には、直近住居壁面で再々予測を行うこと。

※ 定常騒音については、店舗敷地境界地点で規制基準値を下回るよう対策を行うこと。

※ 予測結果は、小数点以下を四捨五入して整数表示とする。

(3) 予測結果の評価について

- ① 夜間稼動する定常騒音は、全ての敷地境界において規制基準値を満足します。
- ② 夜間発生する変動騒音(来客車両走行音)において、
 - ・ 出入口〇の予測地点〇では、規制基準値を超過しますが、保全対象〇' では、〇dB となり、規制基準値〇dB を満足します。
 - ・ 出口〇の予測地点〇では、規制基準値を超過しますが、保全対象〇' では、〇dB となり、規制基準値〇dB を満足します。
 - ・ 走行音〇は、敷地境界予測地点〇、保全対象側予測地点〇' とともに規制基準値〇dB を超過しますが、直近住居地点〇” では、〇dB となり、規制基準値〇dB を満足します。

なお、騒音対策として、駐車場内に「アイドリングストップ」「低速走行」の看板を設置し、来客者の騒音の低減意識の啓蒙に努めます。

〇〇駐車場の〇側駐車枠については、夜間の使用を禁止し、騒音低減の配慮をします。

将来、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合は、迅速に誠意を持って対応いたします。

※ 別添添付資料 基準距離における騒音レベルの根拠や、距離・回析減等による騒音の予測計算式など騒音予測結果が具体的に検証できるように添付してください。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠（規則第4条第1項第12号）

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

事業用建築物における廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所設置に関する基準に基づく。
(端数処理:小数点第3位を四捨五入)

廃棄物の種別	S : 店舗面積(m ²)		指針原単位	A : 1日当たりの廃棄物等排出予測量	B : 平均保管日数(日)	C : 見かけ比重(t/m ³)	必要保管容量A×B÷C(m ³)	保管施設容量
紙製廃棄物等	6千m ² 以下	千m ²	0.208	t	日	0.10	m ³	m ³
	6千m ² 超	千m ²	0.011	t				
				計 t				
金属製廃棄物等	6千m ² 以下	千m ²	0.007	t	日	0.10	m ³	m ³
	6千m ² 超	千m ²	0.003	t				
				計 t				
ガラス製廃棄物等	6千m ² 以下	千m ²	0.006	t	日	0.10	m ³	m ³
	6千m ² 超	千m ²	0.002	t				
				計 t				
プラスチック製廃棄物等	6千m ² 以下	千m ²	0.020	t	日	0.01	m ³	m ³
	6千m ² 超	千m ²	0.003	t				
				計 t				
生ごみ等	6千m ² 以下	千m ²	0.169	t	日	0.55	m ³	m ³
	6千m ² 超	千m ²	0.020	t				
				計 t				
その他可燃性廃棄物等		千m ²	0.054	t	日	0.38	m ³	m ³
						計	m ³	m ³

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量等の予測

※ 特別な事情がある場合のみ記載する。

特別な事情の説明	
必要保管容量	m ³
予測の根拠	

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量等の予測

※ 共用施設、飲食店等小売店舗以外の施設について記載する。

廃棄物等保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 別途確保
-------------	----------------

※ 小売店舗と共用の場合には、類似店舗の実績等から排出量を予測し、保管容量が充足することを検証すること。

〔指針に基づく配慮事項〕

1 必要な駐輪場の確保と適切な管理

(1) 必要駐輪台数の算出根拠

- ※ 近隣商業地域、商業地域、自転車等放置禁止区域については、さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例に基づき、店舗面積20㎡当たり1台（店舗面積5,000㎡超の部分については40㎡当たり1台）で必要駐輪台数を算出する。なお、附置義務台数の算定の詳細については、各区役所暮らし応援室に確認すること。
- ※ 指定区域外については立地法指針の参考値である店舗面積35㎡当たり1台とする。

さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例	指定区域 ・ 指定区域外
S：店舗面積	㎡
必要駐輪台数算出式	S ÷ 20 (35)
必要な駐輪台数	台
届出の駐輪台数	台

- ※ 指定区域外において、指針参考値によらないで必要駐輪台数を算出する場合には、算出根拠を詳細に記載する。

(2) 駐輪場の収容台数及び構造

項 目	収容台数	面 積	構 造
店舗東側駐輪場	台	㎡	(平面、立体、機械式、ラック式)
店舗南側駐輪場	台	㎡	(平面、立体、機械式、ラック式)
合 計	台	㎡	

- ※ 駐輪面積は、利用者の安全確保及び自転車等が有効に駐車できる規模とする（1台につき1㎡）。

(3) 駐輪場の管理体制

項 目	具体的な内容
整理員等の配置	整理員(従業員)等が適宜巡回し、駐輪場の整理を行います
整理員の人数・配置時間	〇人 午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分《図面に表示》
営業時間外の管理	チェーン・バリカー等により施錠し閉鎖します
駐輪場案内の表示方法	駐輪場表示看板を設置します

- ※ 自動二輪車及び原動機付自転車の駐車を設置する場合は、必要台数の根拠・安全の確保のための具体的な配慮事項を記載する「(例) 安全対策としては、場内ではエンジンを切って移動するように掲示等により徹底しています」。

2 歩行者の通行の利便の確保等

項 目	具体的な内容
歩行者の利便性確保	・歩行者動線を敷地内に確保し、歩行者用通路を設置します
安全な通行の確保	・敷地内に照明を設置します ・隔地駐車場から店舗への誘導は、警備員又は誘導員により行います

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

項 目	具体的な内容
廃棄物削減への意識啓蒙	・廃棄物管理規定を定め、廃棄物の管理徹底を図ります ・店内等にポスターなどを掲示し、社員の啓蒙啓発に努めます
廃棄物の削減計画	・過剰包装を廃止し、「お買い物袋持参」運動の推進を図ります ・通い箱を積極的に用い、ダンボール箱の使用量を削減します
リサイクルの実施	・食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法に基づき、廃棄物の発生抑制・再利用・減量化に努めます ・食品トレー・牛乳パック・ペットボトル等を店頭回収し、空き缶・空き瓶・プラスチック等のリサイクルを実施します

4 防災・防犯対策への協力

項 目	具体的な内容
防災対策	・各関連機関、警察署等から防災協定等の締結要請があった場合は、必要な協力を行います ・災害時における生活必需品物資の供給等の地域貢献に努めます
防犯対策	・「さいたま市防犯のまちづくり推進条例」を遵守します ・防犯マニュアルを作成し、従業員の防犯意識の推進に努めます ・警備員(従業員)等による定期的な巡回及び定期的な植栽の剪定等により駐車場及び駐輪場での犯罪を未然に防ぎます ・店舗営業時間終了後は、店舗及び駐車場で入口を施錠し、夜間の防犯管理を徹底します ・青少年の非行防止及び夜間、青少年の溜まり場にならないように、従業員(警備員)による施設内の定期的な巡回並びに声かけを実施します ・万が一、犯罪や青少年の非行の問題が発生した場合は、警察等関係機関と連携し、速やかに問題解決に向けて誠意を持って対応いたします

5 騒音問題に対するための対応策

項 目	具体的な内容
店舗から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ BGM等の屋外宣伝活動は行っていません ・ 冷却塔・室外機・給排気口等については、低騒音機器を導入し、周辺住居への影響が少ない位置(屋上等)に設置します
荷さばき施設から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設周辺に遮音性を有する壁を設置します ・ 半屋内化施設で、段差のない構造とし台車走行音を低減します
荷さばき作業から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入車両のアイドリング禁止を徹底し、計画的な搬入により待機車両音を解消します ・ 作業員に対し、荷さばき作業の騒音防止意識を徹底します ・ 夜間の搬入時には荷さばき車両のバックブザーを停止し静穏に努めます
駐車場から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等の防止対策として、場内に看板等を掲示し、また、車路は段差がなく静穏な走行が出来る構造とし、騒音低減を図ります ・ 人声対策として、警備員等が巡回し、声かけをします

6 廃棄物等の保管について

項 目	具体的な内容
廃棄物の保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺生活環境への影響を考慮し適正な場所（施設内）に配置します ・ 保管施設は、毎日清掃を実施します ・ 生ごみ保管庫は、密閉式で空調設備を設置し、温度管理を行い、臭気の発生を抑制します ・ ビン等の保管に際しては、ビニール袋に詰めて保管し、臭気等の発生を抑制します ・ 廃棄物は毎日回収します

7 廃棄物等の運搬や処理について

項 目	具体的な内容
運搬・処理について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物及びリサイクル品等は、市指定許可業者と委託契約を結び、収集運搬作業を適正に実施し処理します ・ 再資源可能な物資については、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法に基づき、処理します ・ 廃家電の処理につきましては、家電リサイクル法に基づき、商品の配送時に引き取りを行うため、店舗において廃家電は取り扱いません

8 その他設置者としての廃棄物等に関連する対応策について

項 目	具体的な内容
食品加工場からの調理臭及び悪臭発散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工場からの排水対策としてグリストラップを設置し、定期的に清掃します ・換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置し、定期的に清掃を実施します ・換気扇・排気口等は、周辺住宅に配慮した位置に設置します

※ 食品加工場を設置しない場合には、「食品加工場等の施設内処理はありません。」と記載する。

9 街並みづくり等への配慮等

(1) 緑化対策について

- ・さいたま市みどりの条例による緑地を敷地内に確保し、緑化の推進に努めます。

(2) 景観への配慮について

- ・さいたま市景観条例に基づき、周辺への景観に配慮します。
- ・外観のデザイン及び色彩に関しては、落ち着いた(明るく、やわらかい色彩)雰囲気になります。
- ・店舗看板は必要最小限のものとしします。

(3) 高齢者・身障者への配慮

- ・さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、点状ブロック・避難誘導灯・店舗案内看板等を設置します。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき車椅子対応駐車場・エレベーター・トイレ・手すり等を設置します。

(4) 光害対策について

- ・屋外照明・広告塔照明等は、店舗周辺住居に対して、大きな影響を及ぼさないように、配置・照度・方向・点灯時間に配慮します。

※ 照明の方向(下向き灯光)、照明の強さ(駐車場 250w 程度・広告塔 450w 程度)、点灯時間(駐車場---日没から午後〇時・広告塔---日没から午後〇時)等、具体的に記載する。

[地域商業貢献等に係る配慮事項]

項 目	具体的な内容
まちづくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の祭りや各種行事への参加・協力 ・退店、撤退時における地域への早期の情報提供 など
商店会、商工団体への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・商店会、商工団体への加入 ・商店会、商工団体が実施する共同事業への協力 など
地域事業者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・テナント等への地元事業者の優先出店、地域製品の仕入れ など

《連絡先》

◎建物設置者

株式会社〇〇〇 店舗開発部

所在地：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担 当：〇〇

◎届出担当者

株式会社〇〇〇コンサルタント

所在地：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担 当：〇〇

添付図面

添付図面は、見やすく、かつ、可能な限りまとめて記載する。
 図面には、方位、縮尺を記載する。

図面等の種類	主な記載項目
1 広域位置図	店舗周辺1～3km位の範囲を含めた最新図面 店舗位置(計画地)を表示 公共施設及び幹線道路・最寄り駅を表示
2 周辺見取図	店舗周辺100m～500m位の範囲を含めた最新図面 店舗敷地境界線及び出入口を表示 *学校等がある場合は通学路を表示
3 建物配置図	用途地域等、都市計画施設 駐車場の配置(夜間利用制限をする場合等はその区域も明示) 駐車場の出入口の配置 駐車待ちスペースの位置、発券ブースの位置 駐輪場の配置 荷さばき施設の配置、待機スペース等 廃棄物等保管施設の配置、待機スペース等 駐車場内の案内表示(経路案内、路面表示等) 駐輪場の案内表示 交通整理員等の位置 歩行者通路の位置 従業員用駐車場・駐輪場の位置 自動二輪駐車場の位置、案内表示
4 各階平面図	店舗面積部分の明示 店舗面積に含まれない部分の明示 駐車場各階平面図
5 建物立面図	東西南北を示す立面図 機器類等の騒音発生源の位置
交通予測に関する図面	交通量調査地点・予測地点 入店・退店経路 経路案内看板、交通整理員等の位置 信号、交差点、横断歩道、バス停の位置
騒音予測に関する図面	騒音発生源(機器番号記載)、遮音壁の位置 騒音予測地点の位置 騒音予測地点における等価騒音(昼間・夜間)レベル 騒音予測地点における夜間最大レベル 来客車両、荷さばき車両の走行線

大規模小売店舗立地法の解説

○「床面積」

「床面積」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう（建築基準法施行令第2条第1項第3号）。

○「店舗面積」

「店舗面積」とは、小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

一 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

二 店舗面積に含まない部分

部分名	定義	備考
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	

(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)参照
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14) はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

(注)

(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2項第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

○「一の建物」

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 「一の建物」とその付属建物をあわせたもの

令和元年11月 改訂版発行

さいたま市経済局商工観光部商業振興課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1364 FAX 048-829-1944